

2

都市・生活環境分野

機能的で潤しに満ち安全に暮らせるまちづくり

自然と共生する循環型社会の形成や、災害に強いまちづくり、地域組織の力を生かした安全・安心な暮らしづくりにより、快適で機能性に富み、環境との調和が図られた潤いのあるまちを目指します。



勝田駅東口地区再開発事業イメージ図

【施策の体系】

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 魅力ある街並みの形成 | (3) 環境の保全 |
| ① 土地利用適正化 | ① 環境保全 |
| ② 市街地整備 | ② 生活排水 |
| ③ 都市景観 | ③ 廃棄物 |
| ④ 建築・開発指導 | ④ 公園・緑地 |
| (2) 安全な都市基盤の整備 | (4) むらしの安心の確保 |
| ① 広域交通 | ① 防災 |
| ② 道路 | ② 消防 |
| ③ 河川・海岸 | ③ 救急 |
| ④ 上水道 | ④ 防犯 |
| ⑤ 住宅 | ⑤ 交通安全 |
| | ⑥ 公共交通 |
| | ⑦ 消費生活 |

(1) 魅力ある街並みの形成

1

土地利用適正化

現状と課題



本市は、平成22年3月末現在で市域面積99.07km²のうち、市街化区域*が41.34km²、市街化調整区域*が57.73km²となっています。

地目ごとの土地利用の状況は、宅地が28.46%となっているほか、田・畑が30.75%，山林・原野が7.23%となっています。

市域の大部分が開発に適した平たんな台地上にあることから、近年では郊外や市街地外縁部における宅地のスプロール化*などが進み、平地林などの自然の割合が減少しています。

中心市街地の一部では、マンション建設などに伴う人口の回帰がみられますが、高齢化の進展や若年層世代の減少などもあり、空き家が増加している地区もあります。

このようなことから、市街化区域については、自然環境、社会・経済などの諸条件に配慮し、地域特性に応じたきめ細かな規制誘導を行うことが必要であり、特に中心市街地などの道路や上下水道などの社会資本が充実している地域については、用途地域*や地区計画*制度の適切な運用により、既存のストックを生かした効率的なまちづくりを進め、人口の集積を図ることが求められています。

市街化調整区域については、市街化を抑制し豊かな自然や農村環境の保全に努めるとともに、ひたちなか地区との一体的なまちづくりが望まれる国道245号東側のひたちなか地区周辺地区については、その実情に応じた弾力的な土地利用を図っていくことが重要となっています。

市街化区域

都市計画区域のうち、すでに市街化を形成している区域および優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画で指定した区域。

市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として、都市計画で指定した区域。

スプロール化

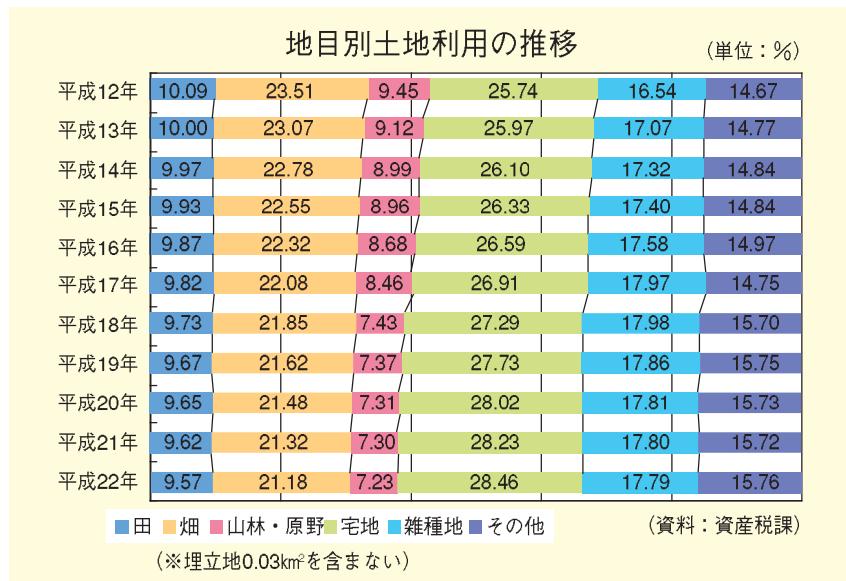
都市の住宅開発が無秩序、無計画に郊外に広がっていくこと。

用途地域

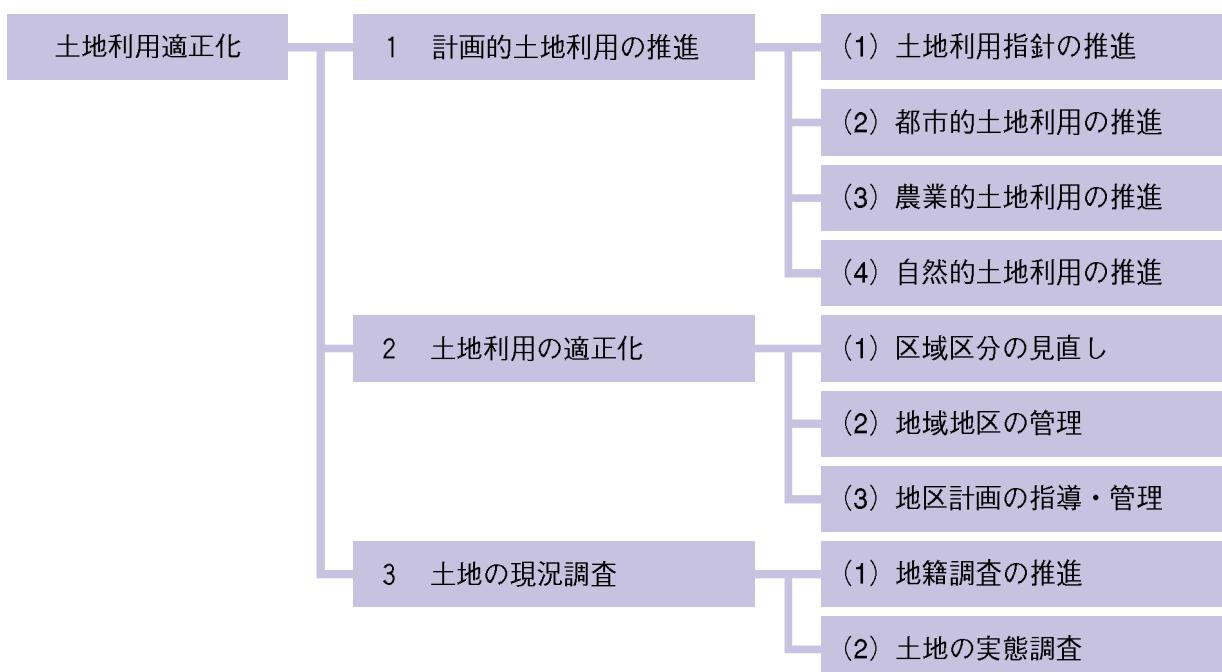
都市の環境保全や利便性向上を図るため、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域のこと。

地区計画

地区的特性に応じたきめ細かい環境整備を行うため、地区内の道路、公園の配置や建物の用途、大きさ、デザインなどについて、地域住民合意のもとに都市計画法で定める制度。



施策の体系



代表的な施策の目標値

指標名	現況値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
茨城港常陸那珂港区における市街化区域面積	110.6ha	164.5ha
地籍調査事業実施率	84.4%	91.7%

基本的施策



1 計画的土地利用の推進

(1) 土地利用指針の推進

- 秩序ある土地利用を図るため、「ひたちなか市土地利用指針」を適切に運用します。

(2) 都市の土地利用の推進

- 本市の健全な発展と秩序ある整備のため、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」および市街化を抑制する「市街化調整区域」からなる「区域区分」と、建築物の用途や形態などを規制・誘導する「地域地区」を基本とした土地利用を推進するとともに、将来の人口と産業の動向や開発計画の進展を見極めながら、区域区分および地域地区の見直しを図ります。
- 都市づくりの主要課題を明らかにし、都市計画の進むべき方向を明確にした「ひたちなか市都市計画マスタープラン」に沿って都市的土地区画整理事業を推進します。

(3) 農業的土地区画整理事業の推進

- 農業的土地区画整理事業に適した区域については、農用地区域*へ編入し、農地の適正な保全に努めます。

(4) 自然的土地区画整理事業の推進

- 風致地区*や緑の保存地区*などの指定を行い、自然景観の保全に努めます。

2 土地利用の適正化

(1) 区域区分の見直し

- 茨城港常陸那珂港区については、合理的かつ計画的な土地区画整理事業を促進するため、港湾建設の進ちょくに合わせて市街化区域および市街化調整区域の見直しを図ります。

協働 ひたちなか地区周辺の国道245号東側（馬渡・長砂）地区については、ひたちなか地区と一体となったまちづくりが図られるよう、区域や目的または用途を限った適切な土地区画整理事業により、計画的な都市的土地区画整理事業への転換を検討します。

(2) 地域地区的管理

- 用途地域については、地域の特性や土地利用の状況に応じ、用途、建ぺい率*、容積率*、高さの規制を行い、適正

農用地区域

長期にわたり農用地としての利用を確保すべき土地として、市町村が農業振興地域整備計画で用途を定めた地域のこと。

風致地区

都市計画法に基づき都市の風致（丘陵、樹林、水辺地等の自然が豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然環境のこと。）を維持するために定められた地区。

緑の保存地区

地域の良好な環境を形成している樹林地又は水辺地等であって、市民の保健休養上又は都市景観上保全することが必要と認められる区域で指定された地区。

建ぺい率

敷地面積に対する建築面積の割合。

容積率

敷地面積に対する延べ床面積の割合。

な市街地の形成に努めます。

- 防火地域*および準防火地域*については、土地利用の状況を勘案し、必要に応じて指定を行い、都市における火災の危険性の排除に努めます。

(3) 地区計画の指導・管理

- 地区計画の決定区域については、届出や勧告制度の適正な運用と管理により、地域の特性にふさわしい良好な環境の保全に努めます。

防火地域・準防火地域

都市計画法上の地域地区で防火地域は耐火建築物あるいは簡易耐火建築物とする必要がある地域で、準防火地域は、大規模な建築物を不燃化する必要がある地域。

3 土地の現況調査

(1) 地籍調査の推進

- 土地利用の基礎となる地籍の明確化を図るため、地籍調査*を実施します。

(2) 土地の実態調査

- 都市計画基礎調査を実施し、市域における土地利用の現況や動向の把握に努めます。

地籍調査

国土調査法により毎筆の土地について所有者、地番、地目、境界、地積に關し行われる調査。

2

市街地整備

現状と課題



本市は、中心市街地の高度利用を図るため、地域の中核病院である日立製作所ひたちなか総合病院を核としたまちづくりや勝田駅東口地区市街地再開発事業の施行、那珂湊地区や佐和駅周辺地区の拠点づくりのほか、快適な居住環境の整備を目的とする土地区画整理事業を施行しており、土地区画整理事業は、平成21年度末で35地区、1,081.1haが完了し、9地区、644.8haが施行中です。また、ひたちなか地区については、広大な開発空間と港湾・高規格幹線道路などの優れた都市基盤を生かし、製造業、商業などの多様な産業の誘導に取り組んでいます。

土地区画整理事業については、長引く景気低迷や宅地の供給過剰などにより地価が大幅に下落し、資金収支の見通しが成り立たない状況となっていることから、事業内容の見直しが課題となっています。

このため、各種補助制度の有効活用や保留地^{*}の早期の処分による資金の確保に努めるとともに、厳しい財政事情を踏まえ、基幹となる道路の整備や雨水排水対策を重点的に実施し、秩序ある街区形成を図ることなどが求められています。

ひたちなか地区については、未利用地の利活用を促進し、本市の新たな拠点地区として活性化を図ることが課題となっています。

このため、茨城港常陸那珂港区の建設を促進するとともに、保留地^{*}の利活用や多様な産業の誘導を図りつつ、市民の憩いの場を確保し、にぎわいを創出していくことが重要となっています。

また、様々な機能が集積した魅力ある中心市街地のまちづくりに向けた取組と那珂湊地区や佐和駅周辺地区の都市基盤や施設の整備を進め、住民の利便性を高める必要があります。

保留地

土地区画整理事業の際に、受益者負担に基づき地権者より提供（減歩）された土地の一部で、売却して事業費の一部にあてる土地のこと。

留保地

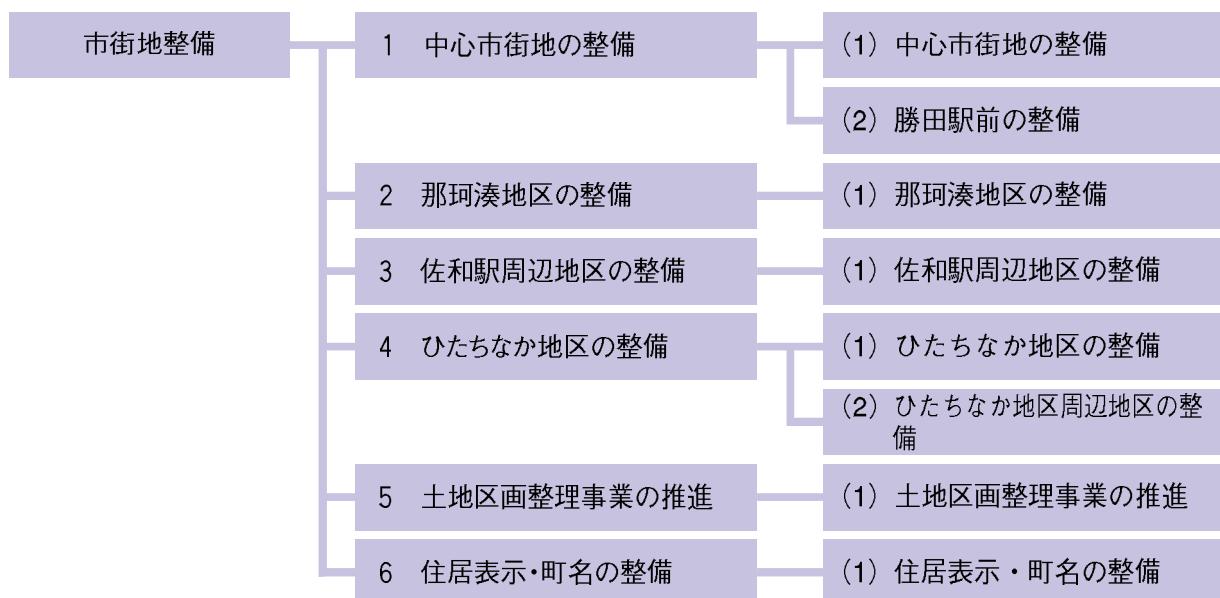
国有財産中央審議会において、米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針により、当分の間利用を留保された国有地。

土地区画整理事業の状況

(資料：区画整理事業課) (平成23年3月31日現在)

地区名	施行主体	都市計画決定	施行面積 (ha)	事業認可	施行期間
佐和駅中央	市	S47. 9. 7	95.59	S47.11. 9	S47～H27
東部第1	市	S37.12.28	102.99	S55. 4.28	S55～H25
武田	市	S62.12.21	48.72	H元. 2. 1	S63～H23
阿字ヶ浦	市	H元. 2.23	83.36	H 2.12. 3	H 2～H23
東部第2	市	S37.12.28	106.79	H 4. 1.18	H 3～H25
佐和駅東	市	H10. 5.14	56.74	H11.11.16	H11～H25
船窪	市	H 8. 4. 4	19.10	H 9. 1.27	H 8～H26
西古内	組合	—	28.09	H 4. 7.30	H 4～H24
六ツ野	組合	H 5. 8.23	103.41	H 7. 3.27	H 6～H27

施策の体系



代表的な施策の目標値

指標名	現況値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
ひたちなか地区(1,182ha)の土地利用率	54.8%	58.7%
土地区画整理事業の見直し作業に入った地区の数	2地区	6地区

基本的施策

1 中心市街地の整備

(1) 中心市街地の整備

- 中心市街地については、高齢者などが安心して歩けるよう歩道のバリアフリー化を進めるとともに、介護、福祉などの機能の誘導と「健康いきいきロード」の整備により、地域の中核病院である日立製作所ひたちなか総合病院を核

としたまちづくりを進めます。また、定住人口の増加と土地利用を促進するため、住宅の誘導に努めます。

(2) 勝田駅前の整備

- 勝田駅東口地区については、駅前広場など公共公益施設の改善と都市機能の再編・整備を図るため、民間活力を積極的に活用し、市街地再開発事業*を推進します。
- 勝田駅西口交通広場については、利用者の安全性と利便性を高めるために、交通ターミナル機能の充実を図ります。

2 那珂湊地区の整備

(1) 那珂湊地区の整備

- 那珂湊地区においては、船窪土地区画整理事業による交通基盤の充実および快適な居住環境の確保に向け、事業計画の見直しを行います。
- 那珂湊漁港区域内の旧茨城県漁業協同組合連合会食品工場跡地については、漁港周辺の交通混雑に対応した駐車場などの利活用に努めます。

市街地再開発事業

市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市計画法と都市再開発法に基づき建物が密集、老朽化した事業地区を整備することにより新たな街の活力をつくりだす事業。

3 佐和駅周辺地区の整備

(1) 佐和駅周辺地区の整備

- 佐和駅周辺地区については、施行中の土地区画整理事業の効率的な施行により、快適な居住環境を整備します。
- 駅利用者の利便性を確保するため、佐和駅東側改札口の開設促進に努めます。

4 ひたちなか地区の整備

(1) ひたちなか地区の整備

- ひたちなか地区の留保地*については、ひたちなか地区留保地利用計画や地区計画に基づき、地区にふさわしい魅力あるまちづくりを実現するための企業誘導を促進するとともに、地方公共団体エリア*の公共利用について検討します。
- 常陸那珂工業団地を中心とした産業ゾーンについては、地域経済の活性化を図るため、企業誘致活動を積極的に展開し、バランスのとれた業種の集積による生産拠点づくりを促進します。
- 広域商業施設などが立地する都市ゾーンについては、商業・業務機能や研究開発機能の集積を図り、活力とにぎわ

留保地

国有財産中央審議会において、米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針により、当分の間利用を留保された国有地。

地方公共団体エリア

自動車安全運転センター周回路内にある馬蹄形の2区画(46.5ha)のこと。区画の一部には、平成24年4月稼動を目指し(仮称)ひたちなか・東海クリーンセンターの整備をひたちなか市と東海村が共同で進めている。

いのあるまちづくりを促進します。

- レクリエーションゾーンについては、国営ひたち海浜公園の集客力を生かし、国際港湾公園都市にふさわしい観光交流拠点づくりを促進します。
- 港湾ゾーンについては、茨城港常陸那珂港区の地理的優位性や広大な開発空間を生かし、物流・生産機能の集積を図り、首都圏の国際流通拠点づくりを促進します。

(2) ひたちなか地区周辺地区の整備

- 協働** ひたちなか地区周辺の国道245号東側（馬渡・長砂）地区については、ひたちなか地区と一体となったまちづくりが図られるよう、区域や目的または用途を限った適切な土地利用の規制誘導により、計画的な都市的土地利用への転換を検討します。
- 西十三奉行団地地区については、ひたちなか地区に近傍する特性に応じた土地利用と良好な景観形成を図るため、地区計画を指定している区域については、適正な運用と管理を行います。また、地区計画を指定していない区域への地区計画の導入について検討します。

5 土地区画整理事業の推進

(1) 土地区画整理事業*の推進

- 市施行地区については、東部第1地区、佐和駅中央地区の早期完結に向け事業を進めます。武田地区、東部第2地区、佐和駅東地区、阿字ヶ浦地区については、公共性の高い事業を優先して整備を進めるほか、事業の見直しに向けた調査に着手します。船窪地区については、地権者などとの協議調整を図りながら現計画の見直しを行います。
- 組合施行地区については、西古内地区の早期完結に努めます。六ツ野地区については、公共性の高い事業を優先して整備に努めるとともに、地権者などとの協議調整を図りながら現計画の見直しを行います。

土地区画整理事業

都市計画区域内の市街地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。

6 住居表示・町名の整備

(1) 住居表示・町名の整備

- 市民生活の利便性向上のため、住居表示実施地区の付番や証明書の交付を適切に行うとともに、土地区画整理事業の施行済地区を中心に、地域住民の意向を踏まえて町名の変更を進めます。

3

都市景観

現状と課題

本市は、幹線道路への街路樹の植栽を進めるとともに、地区計画を15地区、約832haにおいて決定し、良好な居住環境づくりを進めてきました。また、台地縁辺に広がる緑地帯など10地区、約330.9haを風致地区に指定し、自然環境の保護に努めてきました。

都市化が進む本市では、建物の形や色づかいなどの統一感がない雑然とした街並みが広がるおそれがあることから、良好な景観を保持・創造するための取組を進めていくことが課題となっています。

このため、良好な都市景観を形成していくために策定した「ひたちなか市都市景観ガイドライン*」を活用し、市民、事業者と協働しながら景観づくりに取り組むことが必要になっています。

都市景観ガイドライン

本市のさらなる良好な景観の形成に市民、事業者及び行政が一体となって積極的に活動していくことを目的とするとともに、景観施策の指針となるもの。

地区計画の決定状況

決定告示	指定地区	面積 (ha)
平成 8. 9.10	東部第2	106.8
	西古内	28.1
	高野小貴山	21.8
	津田北部	37.6
平成10. 3.19	阿字ヶ浦	83.4
平成12.10. 4	武田	48.7
	六ツ野	104.9
平成14.10.17	船窪	18.2
平成15.10.14	佐和駅東	55.2
平成19. 4.12	勝田駅東口南	0.9
平成19. 9. 3	石川・青葉	28.2
平成20. 1.22	勝田駅西口	4.1
平成21. 4.24	西十三奉行団地	13.3
平成22. 4.30	ひたちなか地区東部	121.3
平成22. 4.30	ひたちなか地区西部	158.6
計15地区		831.1ha

(※平成23年3月31日現在)

(資料：都市計画課)

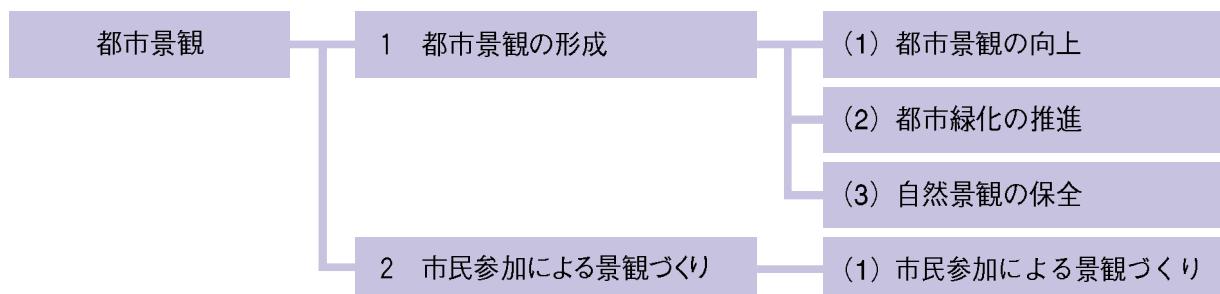
風致地区・緑の保存地区の指定状況

決定告示	指定地区	風致地区面積 (ha)	緑の保存地区面積 (ha)
平成11.11.22	津田市毛	12.1	5.3
	市毛堀口武田	9.2	4.6
	勝倉金上三反田	20.9	14.4
平成13. 1.11	三反田美田多	21.1	14.4
	大平柳沢	25.8	17.8
平成13.11.29	馬渡	57.8	32.4
平成14.10.17	平磯北	12.0	3.3
	部田野新堤	42.0	20.1
平成16. 1.22	高野	88.0	62.8
平成17.11.17	佐和稻田	42.0	32.2
計10地区		207.3ha	

(※平成23年3月31日現在)

(資料：公園緑地課)

施策の体系



代表的な施策の目標値

指標名	現況値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
生垣の設置件数（生垣設置助成金の申請予定件数）	16件	15件

基本的施策

1 都市景観の形成

(1) 都市景観の向上

- 景観施策の指針となる「ひたちなか市都市景観ガイドライン」を活用し、市民、事業者および行政が一体となって良好な景観を形成していくための施策を展開します。
- 屋外広告物の適正な規制や大規模建築物の設計に対する審査・指導を徹底します。
- 住民の生活に身近な地区を単位として、道路・公園などの施設の配置や建築物の用途・形態など、地区の特性にふさわしい地区計画を必要に応じて策定します。
- 建築協定*などの周知を図り、建築物の形態や意匠など、調和のある街並みの形成を促進します。
- 河川やため池などの水辺については、自然の景観を生かした公園として整備し、水とふれあう親水空間として活用を図ります。

建築協定

建築基準法上の制度の一つで、住宅地などの環境を維持増進するため、土地所有者などの全員の同意により、一定の区域を定めて、建築物の敷地、位置、構造、用途など一般の建築基準より厳しい基準を定めたもの。

(2) 都市緑化の推進

- 花と緑に包まれた美しい街並みを形成するため、計画的な公園・緑地の整備を推進します。

協働 四季折々の変化が楽しめる緑ゆたかな街並みを形成するため、道路の植樹枠や公園などの緑化活動を、花植え団体などとの協働により推進します。

協働 美しい街並みを形成するため、街路樹の植栽や、学校・

公民館など公共公益施設への樹木や花の植栽を市民との協働により進めます。

(3) 自然景観の保全

- 良好的な自然景観を維持するため、市域に残る平地林や斜面緑地については、地権者の協力を得ながら、適切な管理办法などを検討します。
- 阿字ヶ浦から大洗に至る大洗県立自然公園区域、釜上自然環境保全地域および多良崎城跡緑地環境保全地域は、貴重な自然景観や緑地を有する地域として保全します。
- 市街地の良好な自然環境を守るために、名木・古木などの貴重な樹木を保存樹木に指定します。
- 個性ある景観づくりを図るため、天然記念物、史跡および名勝地の保全に努めます。

2 市民参加による景観づくり

(1) 市民参加による景観づくり

協働 潤いのある都市景観を形成するため、自治会や市民団体などによる、花とふれあう地域づくり*や、河川、道路などの美化活動を推進します。

花とふれあう地域づくり
市民の主体的な活動により、地域を花のある景観でつつみ、やすらぎと潤いのあるまちづくりを目的とするもの。



地域により整備された花壇

4

建築・開発指導

現状と課題

本市は、自然に恵まれ大部分が平たん地であることから、良好な住環境をつくり出す条件がそろっており、住宅などの建設が進み、平成21年度における開発許可件数は96件で、建築確認件数は954件となっています。

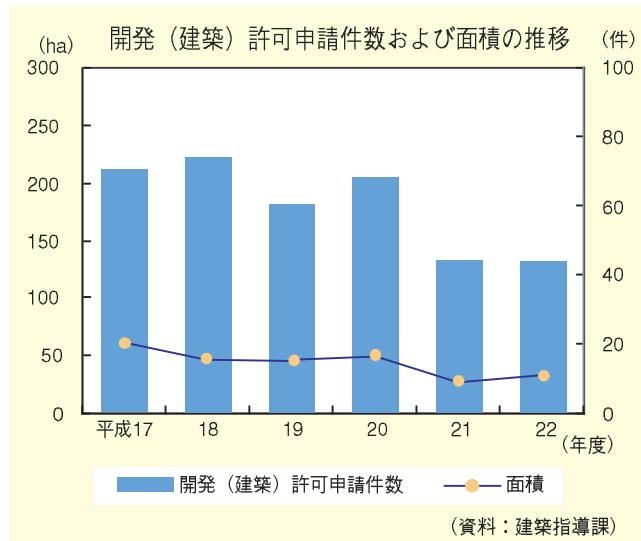
これからも良好な街並みや景観を維持し、快適で安全に暮らせる都市を形成していくには、無秩序な開発を防止することが課題となっています。

このため、適正な宅地開発指導と建築確認指導を徹底し、秩序ある開発や区域区分に応じた建築物などを配置することが必要となっています。また、建築行政共用データベースシステム※などを活用した効率的な事務処理や、民間指定確認検査機関※との連携を緊密に取り、建築物の安全性の確保に努めることが必要となっています。

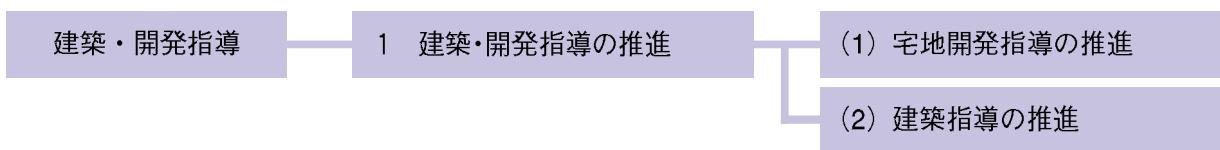
建築行政共用データベースシステム
建築士及び建築士事務所等の登録情報並びに住宅・建築物のストック情報等を総合的に管理、提供できるデータベースシステム。

民間指定確認検査機関

国土交通大臣等の指定を受けた、建築確認及び中間検査等を行う民間の機関。



施策の体系



代表的な施策の目標値

指標名	現況値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
完了検査率	84.8%	90.0%

基本的施策

1 建築・開発指導の推進

(1) 宅地開発指導の推進

- 都市計画法に基づき、宅地開発の指導を行い、機能的で秩序ある市街地の形成と居住環境の向上に努めます。
- 地域の特性に応じた地区計画*を必要に応じて策定するとともに、「ひたちなか市緑の保存と緑化の推進条例」や建築協定などの周知を図り、良好な街並みの創出を促進します。

地区計画

地区的特性に応じたきめ細かい環境整備を行うため、地区内の道路、公園の配置や建物の用途、大きさ、デザインなどについて、地域住民合意のもとに都市計画法で定める制度。

(2) 建築指導の推進

- 建築基準法などに基づき、中間検査や完了検査などを行うことにより建築物の安全の実効性を確保するとともに、建築行政共用データベースシステムを活用し、民間指定確認検査機関との連携により、適正な建築確認事務の推進を図ります。

(2) 安全な都市基盤の整備

1 広域交通

現状と課題



本市では、国、県と連携して、北関東地域の物流拠点であり、首都圏の電力需要に対応するエネルギー基地でもある茨城港常陸那珂港区の建設を進めています。平成23年3月現在で、海外10、国内4の定期航路が就航しており、コマツ、日立建機の立地や北海道航路の増便、北九州航路の開設などにより、港湾取扱貨物量が年々増加しています。

また、茨城港常陸那珂港区から栃木、群馬に伸びる全長150kmの北関東自動車道が平成23年3月に全線開通し、広域的な人的交流や物流の活発化が期待されています。

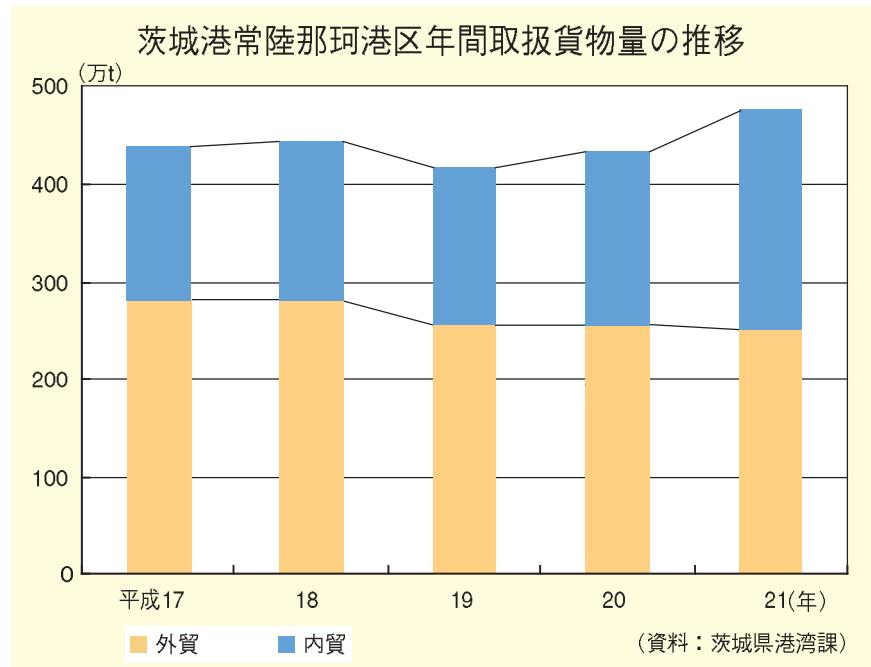
さらに、首都圏の航空需要の一翼を担う茨城空港が平成22年3月に開港したほか、東関東自動車道水戸線の整備も進められ、陸・海・空の交通ネットワークの形成が図られています。

海に開かれた北関東の中核都市として、人、物の交流が盛んな活力あるまちづくりを進めるためには、本市と北関東の主要都市や海外とを結ぶ交通ネットワークの優位性をPRし、利用者の増大を図ることが課題となっています。

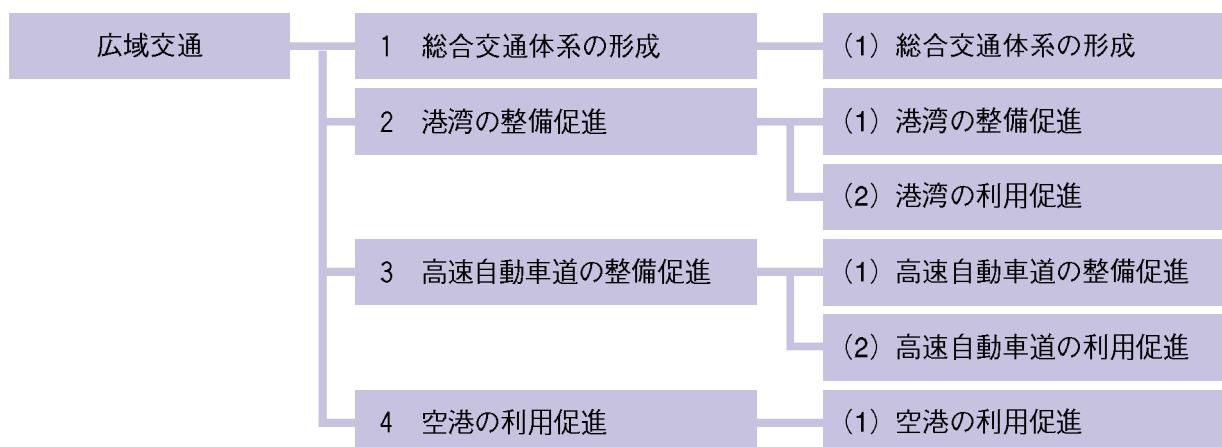
このため、東関東自動車道水戸線の整備や北関東自動車道、茨城空港の利用を促進するとともに、茨城港常陸那珂港区の中核地区などの整備を進める必要があります。また、茨城港常陸那珂港区においては、ポートセールス活動による定期航路や貨物の誘致、臨港地区^{*}への生産・流通機能の集積を図ることが必要となっています。

臨港地区

港湾を管理運営するための地区で、港湾施設の区域や、港湾を管理運営する上で必要な施設が立地する地区および将来これらの施設のために供せられる地区が定められる。



施策の体系



代表的な施策の目標値

指標名	現況値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
茨城港常陸那珂港区で取り扱われる貨物の量	640万t	1,161万t

基本的施策

1 総合交通体系の形成

(1) 総合交通体系の形成

- 県内および北関東の各都市と連携を図るとともに、高速

道路、港湾の整備を促進し、北関東の玄関口にふさわしい総合交通ネットワークの確立に努めます。

2 港湾の整備促進

(1) 港湾の整備促進

- 国際流通港湾としての港湾機能の強化・高度化を図るために、中央ふ頭地区および中央波除堤の整備を促進します。

(2) 港湾の利用促進

- 茨城港常陸那珂港区への定期航路の誘致や取扱貨物量の増大を図るため、国内外へのポートセールスを行うとともに、北関東自動車道沿線市町村などとの連携を推進します。
- 広域連携物流特区*による規制緩和措置を活用し、茨城港常陸那珂港区の利用促進やひたちなか地区への企業誘致を推進します。
- 茨城港常陸那珂港区の工業用地や港湾関連用地への生産・流通機能の集積を図り、常陸那珂港区の利用を促進します。

3 高速自動車道の整備促進

(1) 高速自動車道の整備促進

- 高速自動車道による広域交通ネットワークの構築を図るため、東関東自動車道水戸線*の早期延伸を促進します。

(2) 高速自動車道の利用促進

- 観光客や茨城港常陸那珂港区の取扱貨物量の増加を図るため、北関東自動車道の利用を促進します。

4 空港の利用促進

(1) 空港の利用促進

- 茨城空港利用促進等協議会に参画し、首都圏の航空需要の一翼を担う茨城空港*の利用を促進するとともに、本市観光地などへの誘客を図ります。

広域連携物流特区

港湾区域と北関東自動車道沿線地域等において、物流拠点の形成とネットワーク化を促進することにより、首都圏における新たな物流拠点の形成を図ることを目的とし、重量物輸送効率化事業などの規制緩和策により、物流の効率化と、コスト低減を図るとともに、物流関連等企業の誘致を推進する。

東関東自動車道水戸線

東京都練馬区を起点とし、千葉県を経て水戸市に至る延長約140kmの高速道路です。平成22年8月時点で、千葉県市川市から潮来市間約75km、茨城空港北IC～茨城町JCT間約9kmを供用している。

茨城空港

平成22年3月に航空自衛隊百里飛行場が民間共用化し、開港した空港。

2 道路

現状と課題



本市は、道路網の骨格を形成する都市計画道路^{*}として74路線、総延長約190kmを都市計画決定し、平成21年度末でその84.9%を整備しています。また、市民の生活を支える市道については、実延長1,170kmのうち56.8%を改良し、75.4%を舗装しています。

一般国道については、国道6号と国道245号の2路線があり、現在、国道245号の4車線化や湊大橋の架け替えを県が進めています。県道については、主要地方道瓜連馬渡線など17路線があり、平成20年度末で実延長約79kmのうち89.7%を改良し、舗装率は、ほぼ100%となっています。

国や県および市では道路整備に努めていますが、幹線道路については交通量の増加に伴う混雑に対応した整備を、生活道路^{*}については見通しの悪い交差点の改良や狭あい道路の拡幅改良などの整備を行い、安全で円滑な市内交通を確保することが課題となっています。また、歩行者の安全性や快適性、利便性を確保するため、歩道などの整備を進めることも課題です。

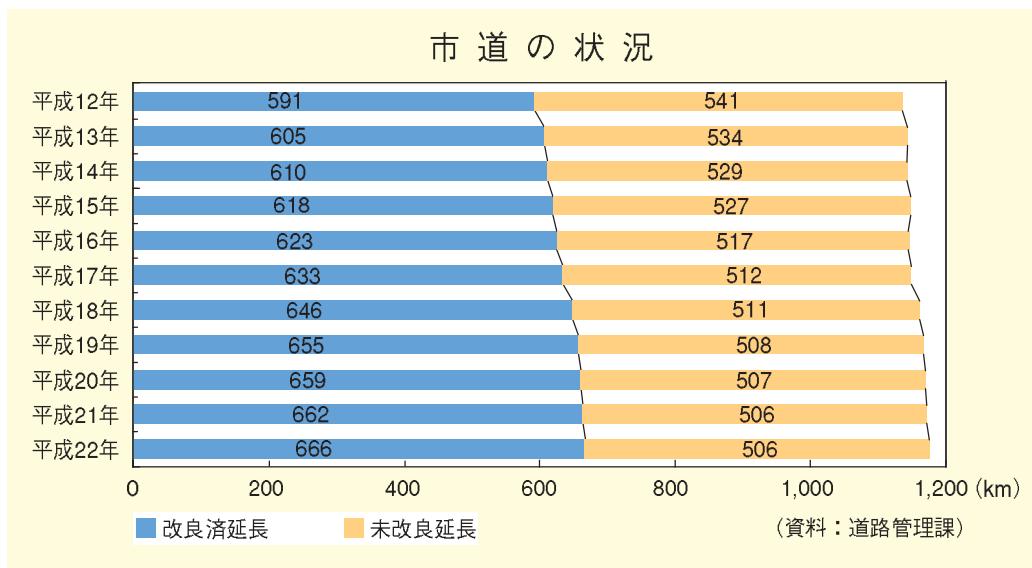
このようなことから、さらに計画的な道路整備を推進とともに、重要路線の延伸や4車線化、立体交差化や橋りょうの補強について検討する必要があります。また、車道と歩道の一体的な整備や歩道の段差解消を進め、歩行者や自転車、車いすなどに優しい道路づくりに努めるとともに、防護柵や道路照明などの交通安全施設の整備や、見やすい案内標識の整備を行うことが必要となっています。

都市計画道路

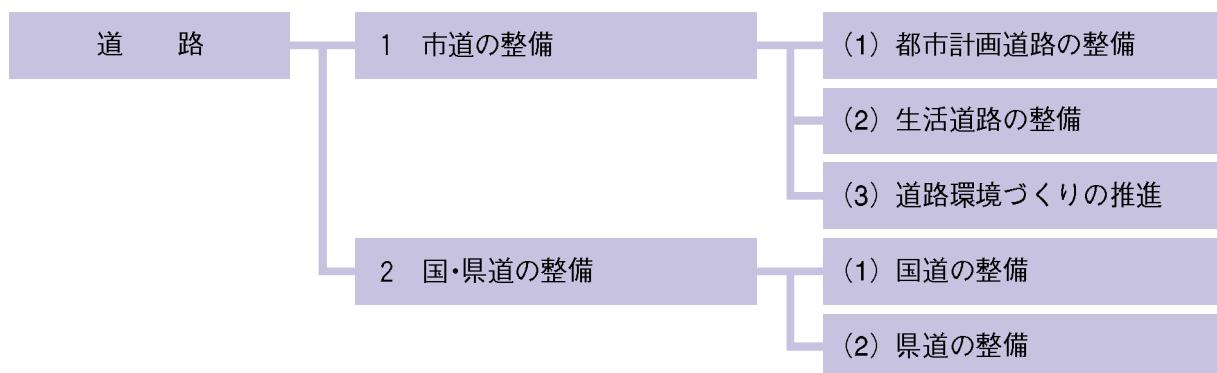
都市計画において定められる重要な都市施設のひとつで、自動車専用道路、幹線道路、区画道路、特殊街路の区分がある。

生活道路

市民生活に密着した身近な利用を目的とした道路。



施策の体系



代表的な施策の目標値

指標名	現況値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
生活道路の改良率	57.2%	58.3%
生活道路の舗装率	75.7%	76.4%

基本的施策

1 市道の整備

(1) 都市計画道路の整備

- 水戸・勝田都市圏の広域的環状道路となる東中根高場線については、県道への昇格を引き続き要望し、那珂川架橋および道路整備を促進します。

- 市街地における円滑な交通を確保するため、西中根田彦線の立体交差化および昭和通り線の整備に取り組みます。
- 高場跨線橋については、補強工事が長期間の交通規制を伴うため、迂回路となる西中根田彦線立体交差事業の完了後、補強工事を実施します。大島陸橋については、老朽化に伴う伸縮装置の交換および舗装補修を実施します。

(2) 生活道路の整備

- 生活道路については、安全で快適な生活環境を維持するため、道路改良をはじめ、交差点の改良、老朽化した舗装道路や側溝の整備を実施します。

(3) 道路環境づくりの推進

- 自動車交通との分離により歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、自転車歩行者道を整備します。
- 「ひたちなか市交通バリアフリー基本構想」に基づき、高齢者や子ども、障害のある方が安心して通行できるよう、歩道の段差解消や点字ブロックの設置など、バリアフリーを考慮した整備を実施します。
- 道路の安全性や快適性、利便性を高めるため、防護柵や道路照明、案内標識などを整備します。
- 安全で快適な歩行空間を確保するとともに、都市景観の向上を図るため、勝田駅東口再開発地区内の電線地中化を実施します。
- 安全性や快適性を確保するため、路面の適切な維持補修などを行うとともに、道路美化を進めるため、街路樹の維持管理を実施します。

2 国・県道の整備

(1) 国道の整備

- 広域的な交流基盤としての道路整備を図るため、北関東自動車道へのアクセス道路である国道245号の4車線化や湊大橋の架け替えを促進します。

(2) 県道の整備

- 円滑な交通を確保するため、那珂湊那珂線、水戸勝田那珂湊線、水戸那珂湊線及び常陸那珂港山方線の整備を促進します。

- 子どもたちの通学時の安全を確保するため、中根平磯磯崎線の通学路区間の歩道整備について、県に要望します。

3

河川・海岸

現状と課題

本市には、1級河川*の那珂川、準用河川*のおさえん川、普通河川*の本郷川など10の河川があり、その延長は約44kmになります。また、太平洋に面し、13kmに及ぶ海岸線は、県の天然記念物に指定されている中生代白亜紀層、阿字ヶ浦や平磯の海水浴場、建設が進む茨城港常陸那珂港区などの多様な景観を形成しています。

河川や雨水幹線*については、宅地化の進展に伴う浸水被害を早期に解消するため、高場雨水1号幹線や大島第1幹線などの整備を集中的に行ってきましたが、今後は、下流となる河川区域の整備が課題となっています。また、自然の景観を生かし、市民の安らぎや憩いの場として水辺の利活用を図っていくことも求められています。海岸については、磯崎漁港海岸における砂利の堆積などへの対策が課題となっています。

このため、自然景観や生態系に配慮しながら、計画的に河川や雨水幹線の整備を進め、浸水被害区域の早期改善に努めるとともに、水とふれあう親水公園*などの整備を行う必要があります。また、漁場環境の回復や美しい海岸の確保を図るため、総合的かつ計画的な海岸の整備・保全を促進し、海岸美化に努める必要があります。

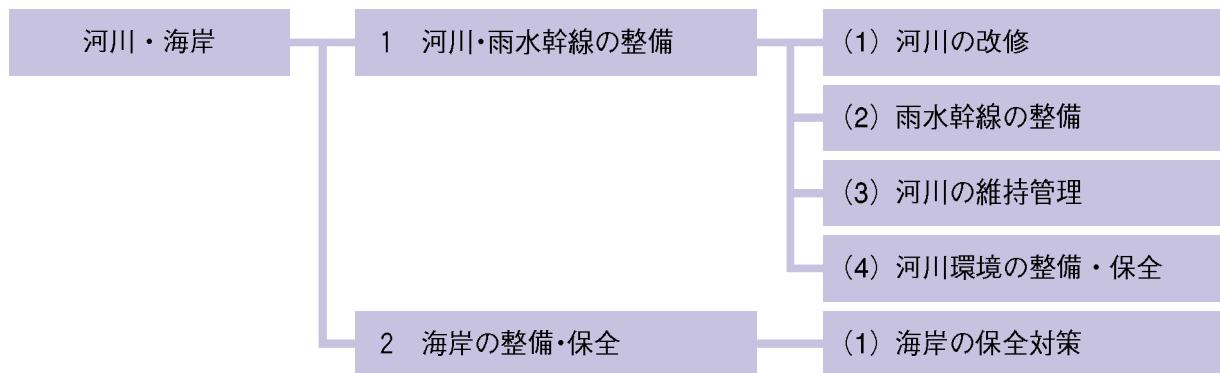
河川の状況

河川名	区分	延長(m)
那珂川	一級河川	11,600
早戸川	一級河川	6,400
中丸川	一級河川	7,700
大川	一級河川	2,700
本郷川	一級河川	1,200

河川名	区分	延長(m)
おさえん川	準用河川	1,800
鳴戸川	準用河川	1,600
下江川	準用河川	640
新川	普通河川	5,700
本郷川	普通河川	3,800

(資料:河川課)

施策の体系



代表的な施策の目標値

指標名	現況値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
1時間当たり50mmの降雨に対応した雨水幹線の整備率	72.1%	95.6%
1時間当たり50mmの降雨に対応した河川の整備率	21.5%	59.4%

基本的施策

1 河川・雨水幹線の整備

(1) 河川の改修

- 那珂川については、台風などによる大規模な水害を防止するため、堤防の整備を促進するとともに、築堤に伴い廃止した道路の付け替えを促進します。
- 中丸川については、河川のはん濫を抑制するため、多目的遊水地※（親水性中央公園）の整備と合わせ改修事業を促進します。また、本郷川については、中丸川改修事業に合わせ早期着手を県に要望します。
- 大川については、河川の浄化と浸水防止のため、計画的に改修事業を実施し、早期完成に努めます。また、鳴戸川については、河川環境の整備に努めます。
- 新川については、治水や利水など河川の正常な機能の維持・保全を図ります。

(2) 雨水幹線の整備

- 浸水被害の早期解消を図るため、高場雨水12号幹線および大島第1幹線の整備を促進します。

多目的遊水地

河川のはんらん抑制施策として防災調節池等をつくり、合わせて公園、緑地、スポーツ施設等を整備して多目的な利用を図る事業。

- 雨水の流出を抑制し、1時間当たり70mmの降雨に対応するため、公園・学校などにおける雨水浸透貯留施設※の整備に努めます。また、一般家庭における貯留施設設置への支援を検討します。
- その他の雨水幹線および一般排水路については、浸水被害の解消を図るため、計画的に整備を進めます。

(3) 河川の維持管理

- 河川や一般排水路、雨水幹線、調整池などについては、除草やしゅんせつ、維持補修工事などを行い、適切に管理します。

(4) 河川環境の整備・保全

協働 河川美化が図られるよう、市民と協働して河川の清掃運動を展開します。また、水の浄化や生物の生育環境に配慮した整備に努めます。

協働 市民が水に触れ、親しむことができる親水空間として、下江川の「水辺の楽校」の適切な維持管理に努めます。

2 海岸の整備・保全

(1) 海岸の保全対策

- 阿字ヶ浦海岸については、茨城港常陸那珂港区の東防波堤整備の状況を見ながら、必要に応じて侵食対策を検討し、海岸保全の促進に努めます。
 - 磯崎漁港海岸および周辺地域については、良好な漁場環境の回復対策の調査・検討を進めるとともに、保全対策の早期実施を促進します。
- 協働** 美しく、豊かな海岸環境を保全するため、地域住民やボランティアによる清掃を促進し、海岸美化に努めます。

雨水浸透貯留施設

雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川への雨水流出量を抑制するもの。

4

上水道

現状と課題

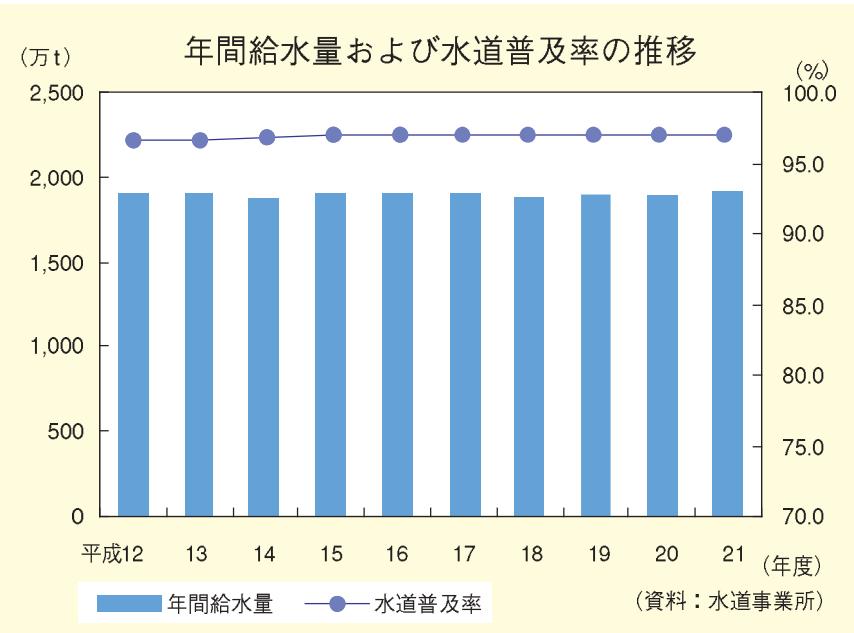


本市の上水道については、平成21年度の年間給水量は1,901万トン、給水人口は152,458人、普及率は97.21%となっています。

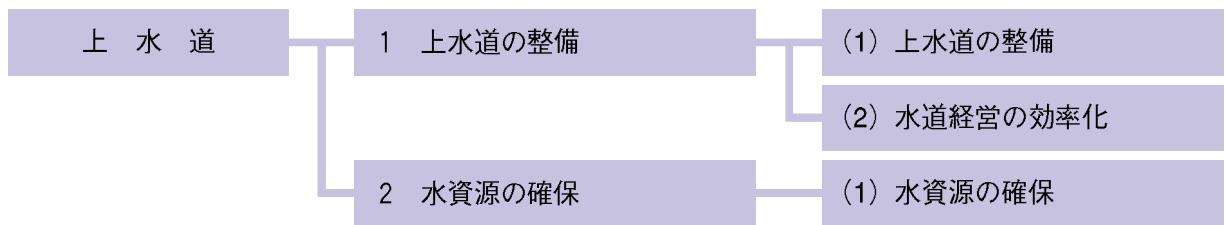
上水道は、日常の快適な暮らしはもとより、さまざまな社会経済活動を支えており、安定した供給を図ることが使命となっています。また、水道事業の運営は料金収入による独立採算制であることから、将来の水需要を的確に見据え、水道料金の適正化を図ることが課題となっています。

今後、老朽化が進む浄水場や配水場などの水道施設への対応、管路の整備更新や耐震化、水質管理の強化などを進めるとともに、コスト縮減や経営効率化に努め、経営改革を一層推進することが必要です。

また、水は貴重な資源であるため、節水に対する意識の高揚を図りながら、啓発活動を推進するとともに、県や近隣市町村と連携し、水源を確保することが大切です。



施策の体系



代表的な施策の目標値

指標名	現況値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
配水管の耐震化率	35.7%	44.2%

基本的施策

1 上水道の整備

(1) 上水道の整備

- 安全な水を安定的に供給するため、上水道施設の改良更新や配水場の統廃合を含めた「ひたちなか市水道事業第2期基本計画」に基づき、施設整備を進めます。
- 災害時においても安全・安心な水を供給するため、浄水場等の施設更新計画を策定するとともに、老朽管の布設替など配水管網の再整備を推進し、漏水防止や耐震性の強化を図ります。
- 取水から配水までの水質監視体制を強化し、国の定める水道水質基準に適合した安全で良質な水の確保に努めます。

(2) 水道経営の効率化

- 経営健全化の取組として、滞納整理の強化などにより料金収入の確保に努めます。
- 水道事業の安定的な運営を図るため、水道料金の適正化に努めます。

2 水資源の確保

(1) 水資源の確保

- 茨城県中央広域水道用水供給事業※の促進や流域市町村との連携のもと、広域的な水源の確保と自己水源も含めた取水源の分散化に努めます。
- 限りある資源としての水の大切さについて市民の理解と関心を高めるため、水道週間※などにおける啓発事業を通して、節水や漏水防止のPRに努めます。

茨城県中央広域水道用水供給事業
県中央部に位置する市町村を対象に、長期的展望のもと安定した水需要に対応するため茨城県が行う水道用水供給事業。

水道週間

水の大切さの認識と水道事業への理解と協力を得るため、毎年6月1日から7日までに全国的に諸行事を行う広報週間。

5 住 宅

現状と課題

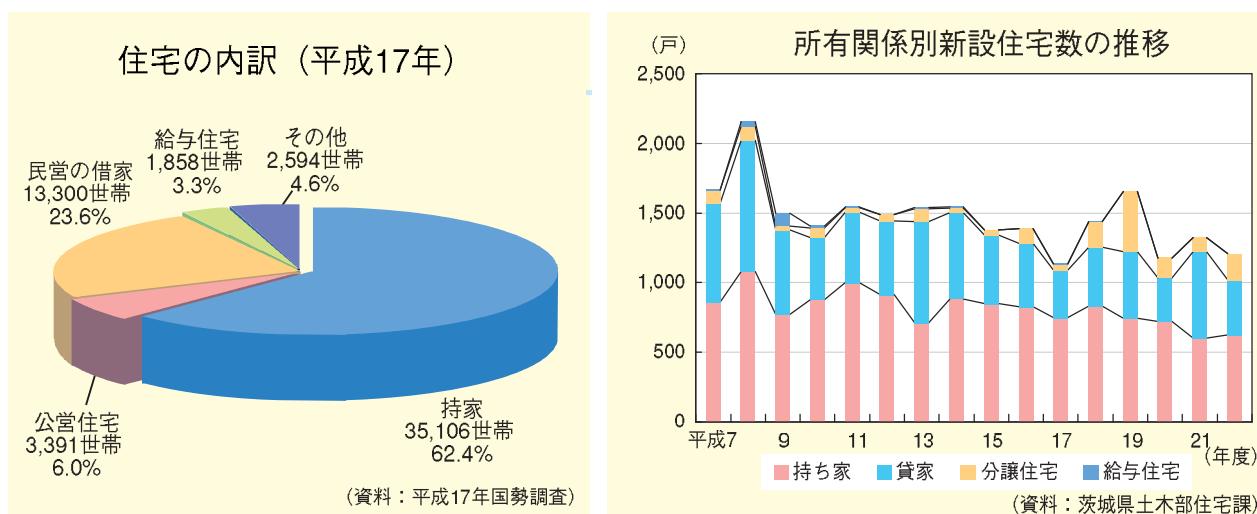
本市においては、利便性が高く暮らしやすい居住環境を形成するため、土地区画整理事業が9地区で施行されているほか、民間による住宅団地開発や宅地分譲、住宅建設なども進められています。平成17年の国勢調査によると、本市の住宅総数は53,655戸、持ち家数35,106戸、世帯総数56,249世帯、持ち家率62.4%となっています。また、平成21年度には、持ち家603戸、貸家620戸、分譲住宅100戸、計1,323戸の住宅が新築、増築および改築されています。公営住宅については、平成21年度末現在、市営住宅が1,952戸、県営住宅が1,630戸となっています。

このような中、さらに持ち家住宅の建設を促進するとともに、安心して住宅の購入などを行うための市民への適切な情報提供が課題となっています。また、市営住宅については、低廉な住宅を必要としている市民にとって一定の役割を果たしていますが、昭和30年代、昭和40年代に建設された住宅も多く、耐用年数を経過した住宅や今後10年程度で耐用年数を迎える住宅が3分の1を占めるなど、老朽化にともなう住宅の改修・整備が課題となっています。

のことから、既存住宅の延命化を図るための計画的な改修工事を進めるとともに、耐震補強が困難な住宅については用途を廃止し、民間賃貸住宅の空室を有効に活用した家賃補助制度を推進することが必要となっています。また、市民が安全で快適な暮らしのできる住宅環境を整備するため、高齢者や障害者にも配慮したバリアフリー住宅^{*}整備に対する公的支援制度など、住宅に関する制度の情報提供を図る必要があります。

バリアフリー住宅

身体的ハンディキャップに対する行動、生活上の障害を取り除くよう配慮することをバリアフリーといい、その主な設備として、廊下の幅の確保、段差の解消、手すりの設置などがある。



施策の体系



代表的な施策の目標値

指標名	現況値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
市営アパートの補完として活用する民間賃貸住宅の世帯数 (民間賃貸住宅家賃補助世帯数)	20世帯	100世帯

基本的施策

1 住宅の供給

(1) 民間住宅建設の誘導

- 持ち家住宅の建設を促進するため、利便性が高く、暮らしやすい居住環境が整備された土地区画整理事業地内の保留地の販売に努めます。
- 高齢者や障害のある方に配慮したバリアフリー住宅を整備するための高齢者住宅整備資金貸付や障害のある方のための助成制度など、公的支援制度の利活用の促進に努めます。

- 環境への負荷の少ない住宅の建設を促進するため、太陽光発電*システムの導入や省エネルギー型住宅*にかかる公的支援制度などのPRを行います。

(2) 公営住宅の管理

- 市営住宅については、既存住宅の延命化を図るため、計画的に改修を実施し、適正な維持管理に努めます。
- 耐震補強が困難な市営住宅については、用途を廃止するとともに、民間賃貸住宅の空室を有効に活用した家賃補助制度を推進します。
- 市営住宅の管理運営については、入居者へのサービスの向上、管理経費の削減、業務の効率化のほか、個人情報保護や地元企業の育成などに配慮して、民間委託の導入を検討します。

(3) 住宅情報の充実

- 住宅のリフォームや住み替えなどを行う市民に対して、公的支援制度、新しい建築技術などの情報提供に努めます。また、家賃補助制度の実施に伴い、不動産業者から提供された民間の空き家・空き部屋情報を提供します。

太陽光発電

太陽電池を使って太陽の光エネルギーを直接電気に変えて家庭などで利用すること。

省エネルギー型住宅

室内環境を一定に保ちながら、使用するエネルギー量を少なくできる住宅。

(3) 環境の保全

1

環境保全

現状と課題



本市は、平たんな那珂台地にあって、平地林や斜面緑地、那珂川沿いに開かれた水田地帯や中生代白亜紀の岩礁が見られる変化に富んだ海岸線など、緑と水辺に囲まれた豊かな自然環境を有しています。

一方において、地球規模での環境問題や都市・生活型公害*が顕在化する中で、本市においても市街化の進展により、森林資源は山林地目が平成12年からの10年間で13%弱減少しています。また、生活排水による那珂川水系の汚濁負荷**は、平成17年には60%強であり、廃棄物の不法投棄は、平成21年度には約700件となっています。このように、産業活動から日常生活までのさまざまな局面において、環境の保全について改めて問い合わせ直すことが求められています。

自然を守り、豊かで快適な生活を維持していくためには、環境に関する意識の高揚を図るとともに、市民、事業者、行政が一体となって、積極的に環境保全のための対策を進めることが課題です。

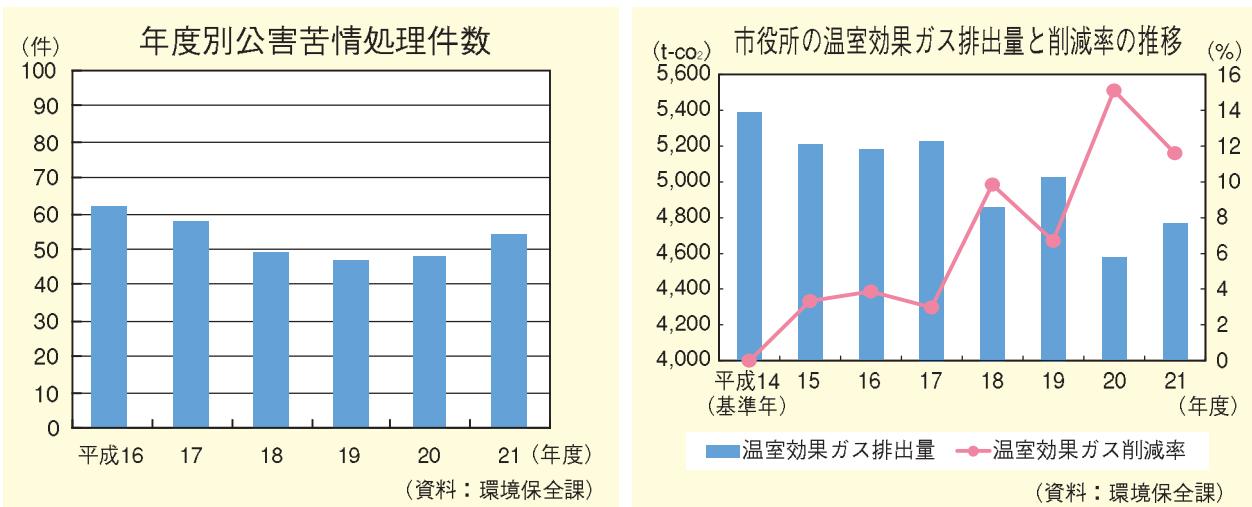
このため、広く市民に対する啓発や環境教育を展開し、省エネ・省資源などの環境にやさしい生活や身近な環境の美化活動を推進するとともに、緑地・水辺環境の保全や大気汚染・水質汚濁などの公害防止、廃棄物の不法投棄に対する監視体制の強化、資源循環サイクルの定着などを図ることが必要となっています。

都市・生活型公害

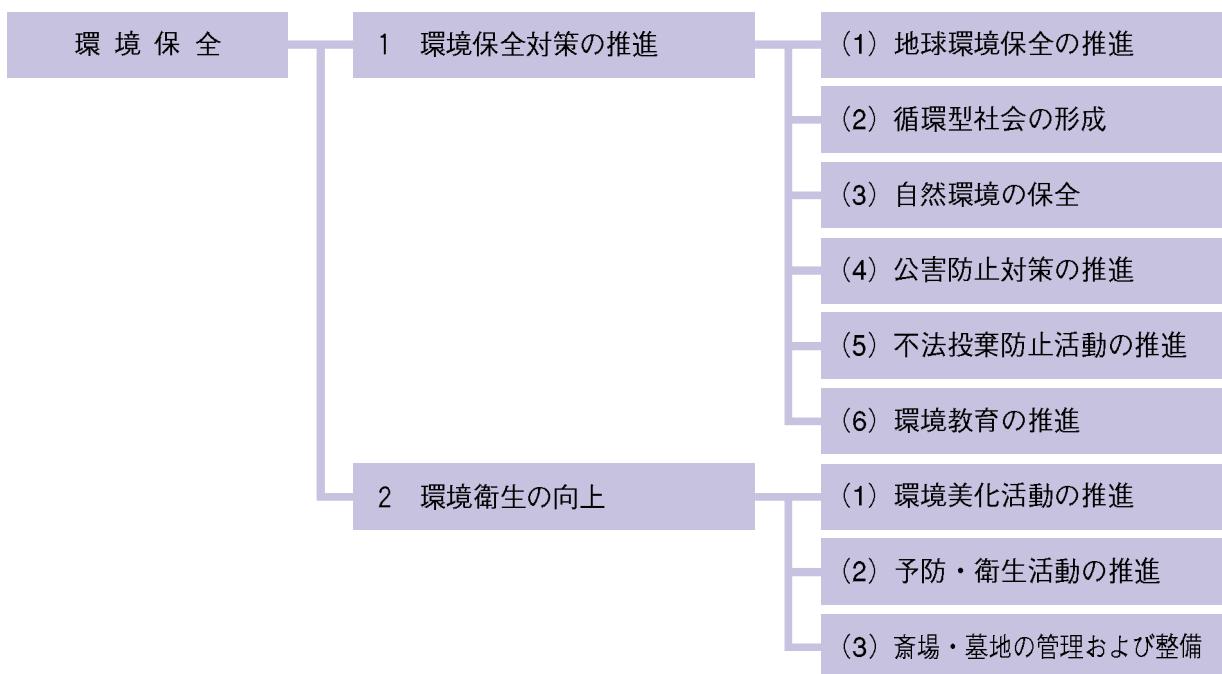
自動車の排気ガスによる大気の汚染、生活排水による河川や海などの水質汚濁、日常生活からの騒音、廃棄物の増大による環境の悪化など都市化や普段の生活から引き起こされる環境問題をいう。

汚濁負荷

汚濁物質が水系に流入することにより、水域環境や水産業、農業、レクリエーション等に対して及ぼす悪影響をいう。



施策の体系



代表的な施策の目標値

指標名	現況値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
市役所温室効果ガス削減量	13%	16% (※)
市が実施する環境講座等に参加した人の数	286人	500人

※「ひたちなか市エコオフィス計画」(H15年度～H24年度)に基づく最終年度の目標値

基本的施策

1 環境保全対策の推進

(1) 地球環境保全の推進

- 低炭素社会*の実現など地球温暖化対策の促進をはじめ、環境の整備や保全に関する総合的な計画として、「ひたちなか市新環境基本計画（仮称）」を策定し、環境保全の基本理念、目指す環境像と基本目標、施策の基本方向を明らかにし、環境保全などに関する施策を推進します。

協働 「ひたちなか市の環境を良くする会」との協働により、資源循環型社会に即したごみの減量・リサイクル市民運動や地域温暖化の防止に即したCO₂削減運動、自然を大切にする心を育む市民運動を促進します。

- 市役所の事務・事業において、温室効果ガス*の排出抑制や省資源・省エネルギー、廃棄物の発生抑制など環境保全に取り組むためのアクションプランとして、「新エコオフィス計画」を策定し、地域の一事業者・消費者として率先して環境保全に取り組むことにより、市民、事業者の環境保全の意識の高揚を図ります。

(2) 循環型社会の形成

協働 持続可能な循環型社会の構築と発展を促進するため、「ひたちなか市バイオマстаウン構想」の推進により、市域に存在するバイオマス*を利活用する仕組みの構築を図るとともに、農・水産業の振興、新たな産業・雇用の創出などの地域の活性化を図ります。

(3) 自然環境の保全

- 国営ひたち海浜公園内に残る、沢田湧水*などの貴重な自然環境の保全を促進します。
- 釜上自然環境保全地域や多良崎城跡緑地環境保全地域などの緑地を保全し、良好な生活環境の形成に努めます。

(4) 公害防止対策の推進

- 公害の発生源となるおそれのある事業所や施設への立入調査、監視を強化するとともに、公害防止の指導啓発や、事業所との公害防止協定締結の働きかけを行います。

(5) 不法投棄防止活動の推進

- 廃棄物の不法投棄を防止するため、不法投棄に対する市

低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会。

温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン、代替フロンなどの赤外線を吸収する気体をいい、地表から宇宙空間への赤外線の放射を吸収するため温室効果ガスの濃度が高くなれば地球の気温も高くなる。

バイオマス

紙、家畜糞尿、食品廃棄物、建設廃材、黒液、下水汚泥、生ゴミ等の廃棄物や稻わら、麦わら、粉殻、林地残材（間伐材・被害木など）、資源作物、飼料作物、でんぶん系作物等の未利用資源のこと。

沢田湧水

国営常陸海浜公園と茨城港常陸那珂港区にまたがる湿地帯から自噴している湧水のこと。この湿地帯にはカキツバタ、ミクリなどの稀少植物やホトケドジョウ、オゼイトンボなどの稀少動物が生息している。

民への意識啓発や、「ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」および「ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例」を適切に運用するとともに、地域住民や関係機関と連携して監視体制を強化します。

(6) 環境教育の推進

協働 あらゆる年齢層を対象に、学校や地域などにおいて、環境教育・学習を推進するとともに、ひたちなか市の環境を良くする会との協働による環境講座やシンポジウムの開催、環境に関する報告書の作成、広報・啓発活動の実施など、「ひたちなか市環境学習推進計画」の推進により環境保全意識の高揚を図ります。

2 環境衛生の向上

(1) 環境美化活動の推進

協働 自然保護意識の啓発や環境保全の推進を図るため、地域清掃活動や花いっぱい運動などの地域住民の自主的な環境美化活動を促進します。

協働 清潔で美しいまちづくりを目指すため、ごみの投げ捨てと犬のふん便の防止などを目的とした「ひたちなか市まちをきれいにする条例」を適切に運用するとともに、市民、飼い主などへの意識啓発を図ります。

(2) 予防・衛生活動の推進

協働 狂犬病予防のため、ひたちなか獣医師会や県動物指導センターと連携しながら、飼育犬の適正飼育の啓発を図るとともに、飼育犬の登録や狂犬病予防接種を推進します。

- 家畜による伝染病の拡大を防止するため、県家畜保健衛生所や県畜産協会と連携し、ワクチンの接種や検査を実施します。

(3) 斎場・墓地の管理および整備

- 東海村との共同により、常陸海浜広域斎場を適正に管理運営するとともに、老朽化した設備の修繕などを実施します。
- 市民の墓地需要にこたえるため、たかのす霊園の計画的な整備を進めるとともに、既設の市営墓地についても適切な維持管理を行います。

2 生活排水

現状と課題

本市は、生活環境の向上や公共用水域*の水質保全を図るため、市街化区域を中心に、単独公共下水道*事業および那珂久慈流域関連公共下水道*事業を実施しております、ひたちなか地区では、ひたちなか・東海広域事務組合による常陸那珂公共下水道*事業を進めています。また、その他の地区においては、快適な農村居住環境づくりのための農業集落排水の整備や合併処理浄化槽*の普及・促進による水洗化に努めています。

平成21年度末の下水道の整備状況は、公共下水道の処理区域面積1,988.1ha、処理人口84,050人、水洗化人口76,990人、普及率53.1%となっています。農業集落排水整備事業*については、東中根地区で計画人口740人に対し受益者498人、西中根地区で計画人口350人に対し受益者353人であり、合併処理浄化槽補助基数は、累計で5,287基となっています。

生活環境や水環境を改善し、快適な市民生活を確保するためには、水洗化の普及・促進に努めていますが、土地区画整理事業の進ちょく状況などにより公共下水道の整備が緩やかになっており、今後は、更に財源の確保や事業の効率化を図り、計画的に整備を進めていくことが課題となっています。

このため、生活排水対策については、公共下水道の整備計画の見直しや合併処理浄化槽等の設置に対する支援を行い、地域の実情に応じた選択的な生活排水対策事業を進めるとともに、公共下水道の汚水処理施設と農業集落排水施設の適切な維持管理を行うことが必要となっています。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域等公共の用に供される水域と、これに接続するかんがい用水路など公共の用に供される水路。

単独公共下水道

公共下水道のうち、ひとつの市町村の区域における下水のみを排除するもの。

那珂久慈流域関連公共下水道

水戸市、日立市、ひたちなか市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町の各一部、那珂市、東海村、大洗町およびひたちなか・東海広域事務組合の6市2町1村1組合を計画区域とし、那珂川および久慈川の水質汚濁防止と生活環境の整備を目的とする那珂久慈流域下水道に接続する公共下水道。

常陸那珂公共下水道

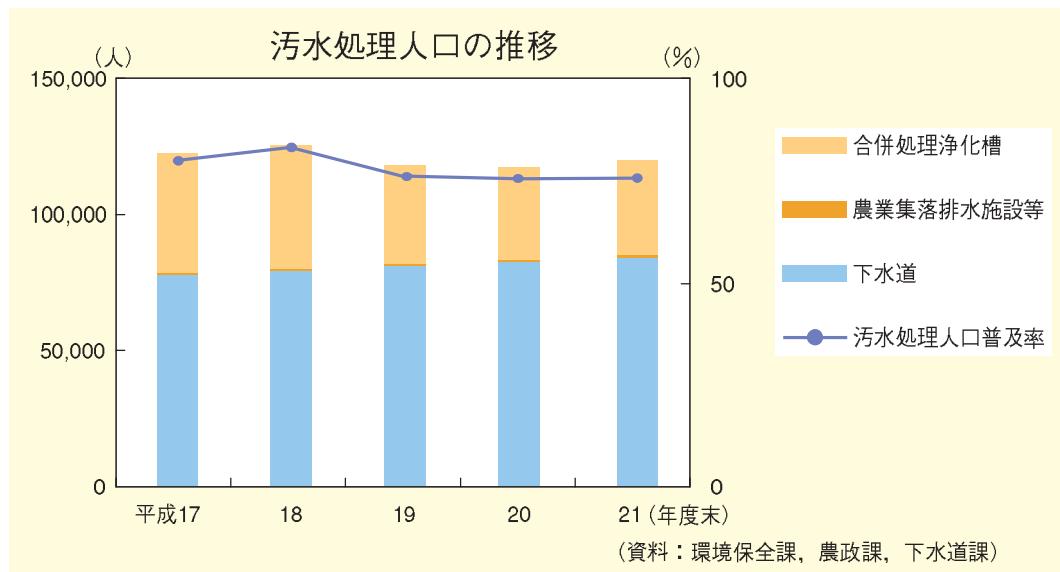
ひたちなか地区内に整備されている公共下水道。

合併処理浄化槽

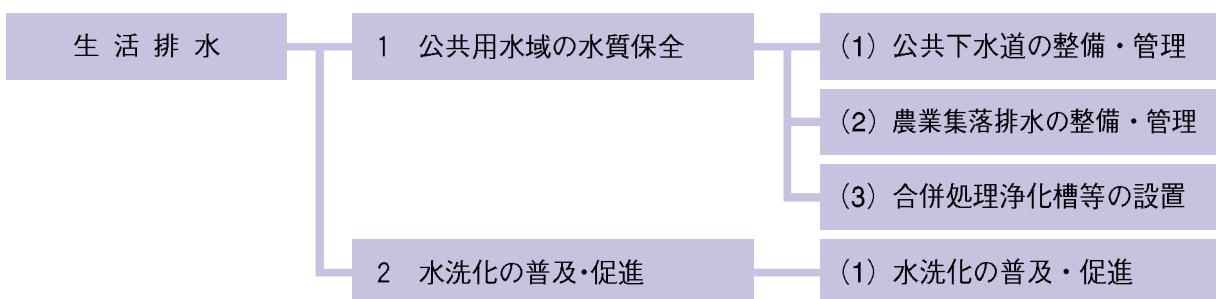
し尿と台所や風呂などの生活雑排水を合わせて処理する浄化槽。

農業集落排水整備事業

農業振興地域内の農村集落において、し尿、生活雑排水等の汚水処理施設などを整備することによって、農業用水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、合わせて公共用水域の水質保全を行う事業。



施策の体系



代表的な施策の目標値

指標名	現況値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
適正な基準で汚水を処理している人口の割合 (公共下水道+農業集落排水+合併処理浄化槽)	76.8%	83.9%

基本的施策

1 公共用水域の水質保全

(1) 公共下水道の整備・管理

- 生活環境の改善と公共用水域の水質保全のため、「ひたちなか市下水道整備実施5ヵ年計画（污水）平成23年度～平成27年度」に基づき、市街化区域の公共下水道を重点的かつ計画的に整備します。

- 市街化調整区域における生活排水対策として、生活環境の改善と水質保全のために、地域の特性に応じ、経済性などを考慮して、合併処理浄化槽を含めた適切な汚水処理施設整備手法を検討します。
- 雨天時の未処理水による公共用海域への環境負荷を軽減するため、下水処理センター内における雨水沈殿池^{*}の改良を推進します。
- 那珂川および久慈川の水質保全と生活環境の改善を図るため、那珂久慈流域下水道事業に参画し、那珂久慈処理センターの増設工事と施設の効果的な維持管理を促進します。
- ひたちなか・東海広域事務組合に参画し、港湾建設の進ちょくに合わせ、港湾地区内の管きょ^{*}整備を行うとともに、施設の維持管理を促進します。
- 下水汚泥の効率的な処理処分を図るため、那珂久慈ブロック広域汚泥処理施設^{*}の維持管理を促進します。
- 下水処理センター施設やポンプ施設、管きょなどの機能を維持するため、修繕・補修などを計画的に行うとともに、定期的な調査・点検、清掃などを実施し、適切な維持管理に努めます。
- 下水処理センターについては、汚水流入量の増加に対応するため、機器の増設などの更新工事実施に向けた取組を推進します。
- 下水道事業について、経営の効率化のため、定期的な使用料金の見直しを行い、料金の適正化を図るとともに、維持管理などの経費を節減し、下水道事業の管理・運営の合理化に努めます。
- 受益者負担金の理解を得るため、広報や戸別訪問などを行うとともに、下水道使用料の徴収向上を図ります。
- 下水処理センターの運転管理に必要な水質試験、汚泥試験を実施するとともに、法律に基づく放流水の水質試験を実施します。また、工場・事業場などの特定施設^{*}から排除される排水の水質検査を実施し、除害施設^{*}の適切な維持管理などの指導を行います。

(2) 農業集落排水の整備・管理

- 農業集落からの生活排水を処理する施設を整備した東中根および西中根地区において、施設の適切な維持管理を行

雨水沈殿池

下水処理センターにおける汚水処理過程で水中の浮遊物を沈殿させる池のこと。

管きょ

道路敷に埋設されている上下水道などの配管。

那珂久慈ブロック広域汚泥処理施設
水戸市、日立市、ひたちなか市、高萩市などの浄化センターにおいて、流入された人尿、生活雑排水等を汚水処理する過程で排出される汚泥粕を引き受け、焼却する施設のこと。那珂久慈流域下水処理センター内に立地している。

特定施設

水質汚濁防止法で、有害物質を含むまたは生活環境に被害を生じるおそれのある汚水または廃液を排出する施設のこと。

除害施設

事業所等からの排出水を法等で定める水質基準に適合させるために排水を処理する施設。

い、衛生的な環境の保持に努めます。

(3) 合併処理浄化槽等の設置

- 家庭からの生活排水を浄化し、公共用水域の水質を保全するため、公共下水道事業認可区域※外や農業集落排水事業区域外のほかに、土地区画整理事業区域のうち下水道整備までに期間を要する地区および農業集落排水事業区域の一部についても、合併処理浄化槽等の設置にかかる補助を行い、合併処理浄化槽等の普及・促進を図ります。
- 合併処理浄化槽を適切に維持管理するため、設置者に対して、浄化槽法に基づく合併処理浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の実施について周知徹底を図ります。

公共下水道事業認可区域
市が公共下水道整備を計画している区域

2 水洗化の普及・促進

(1) 水洗化の普及・促進

- 快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質を保全するため、下水道供用開始区域における未接続者に対する指導を強化して、水洗化率の向上に努めます。
- 既設便所の水洗化を進めるため、水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度についてPRなどを行い、制度の活用促進を図ります。

3 廃棄物

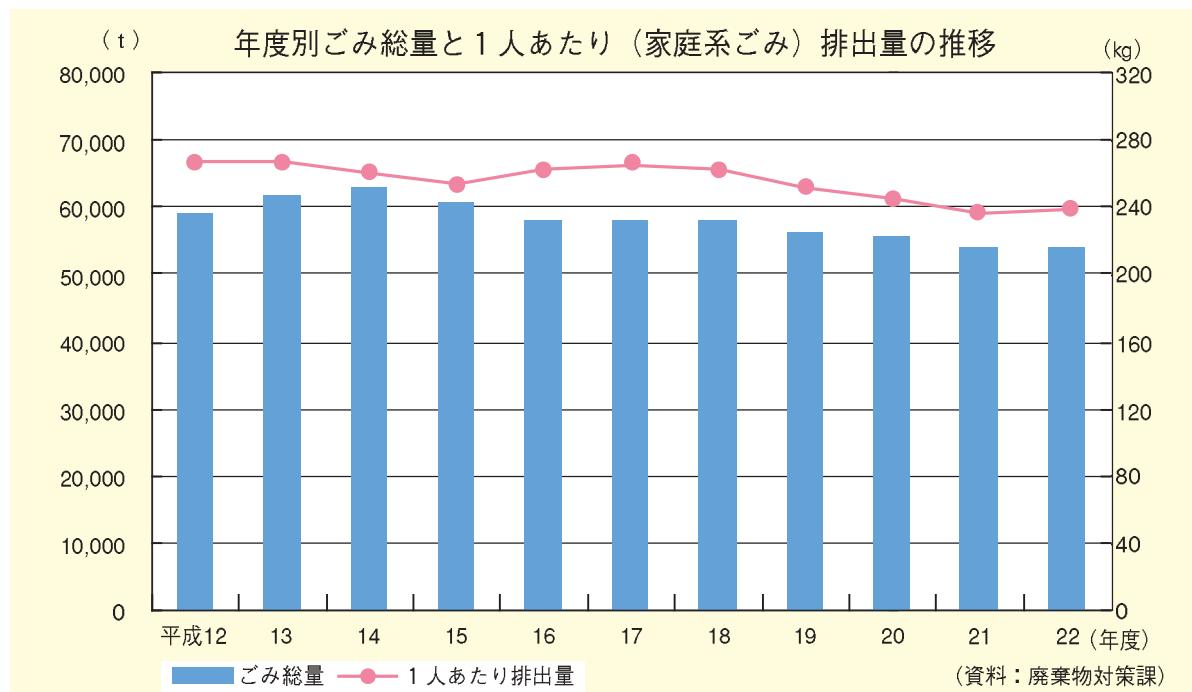
現状と課題

経済活動や生活様式の変化により、ごみ量の増大やごみ質の多様化などの廃棄物問題が深刻さを増す中で、地球温暖化防止や資源のリサイクルに関する社会的な意識が高まっています。

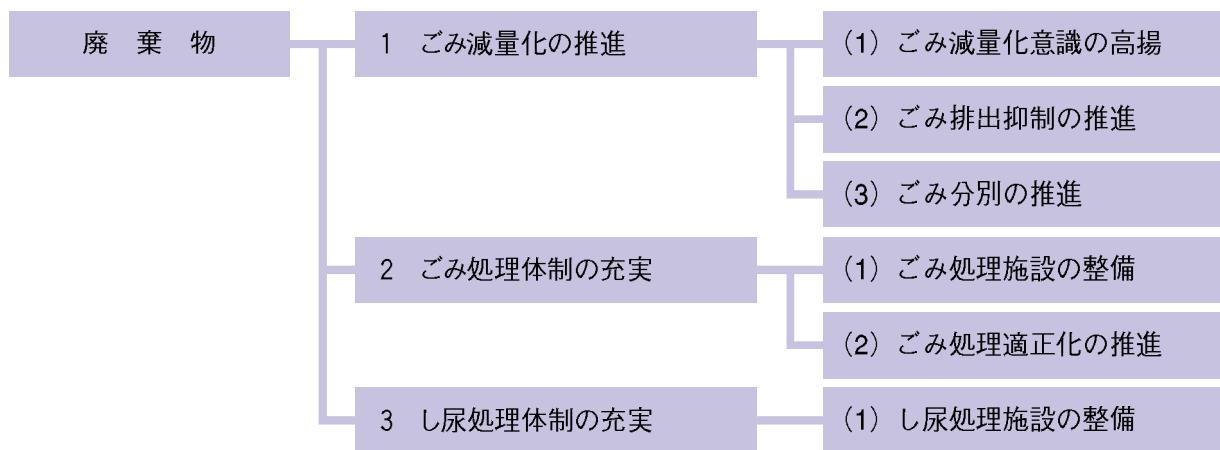
本市では、ごみ袋の指定・有料化制によるごみの減量化のほか、レジ袋の有料化、廃食用油のBDF化、家庭の生ごみの水切りなどにより、平成14年度の62,673tをピークに減少傾向となり、平成21年度は54,206tとなっています。また、東海村との共同により新清掃センターの整備を進めています。

今後、人口の増加が見込まれることから、より一層の廃棄物発生の抑制に努め、環境負荷の少ない資源循環型社会の形成を図っていくことが課題です。

そのためには、ごみの減量化と再資源化に関する啓発に努めるとともに、ごみ収集サービスの向上や東海村との広域的なごみ処理に取り組むほか、ごみ・し尿処理施設の適切な維持管理を行う必要があります。



施策の体系



代表的な施策の目標値

指標名	現況値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
1人1日当たりのごみ排出量（資源物を除く）	945 g	827 g
資源回収率	13.66%	24.70%

基本的施策

1 ごみ減量化の推進

(1) ごみ減量化意識の高揚

- ごみ減量化意識の高揚を図るため、市民・企業などに対し3R（リデュース、リユース、リサイクル）の重要性と実践方法についてPRします。

(2) ごみ排出抑制の推進

協働 生ごみ処理容器購入補助による家庭ごみの堆肥化、廃食用油回収によるBDF化、レジ袋削減など、さまざまな協働事業を展開し、ごみの排出抑制を推進します。

- 新清掃センター稼動後に「ごみ処理基本計画」の見直しを行うとともに、ごみ排出量の削減目標を立て、より一層ごみの減量化に取り組みます。

(3) ごみ分別の推進

- ごみ処理の効率化を図るため、可燃・不燃・粗大ごみと資源物などの分別収集を周知徹底します。

協働 資源リサイクルを進めるため、自治会や子ども会などを通じて地域住民と連携し、資源回収事業を推進します。

- 再資源化を促進するため、容器包装リサイクル法*に基づく分別収集などの徹底を図ります。

2 ごみ処理体制の充実

(1) ごみ処理施設の整備

- 将来にわたり安定的かつ効率的なごみ処理を行うため、東海村との共同により広域的な処理を行います。
- 最終処分場の適正な管理運営と延命化を図るとともに、新たな処分場の計画的な整備を進めます。

(2) ごみ処理適正化の推進

- ごみの減量化と危険物などの異物混入防止のため、指定ごみ袋・ごみ処理券による回収事業を推進します。
- 産業廃棄物の不適正処理および不法投棄による環境の悪化を未然に防止するため、県と連携して産業廃棄物排出者への適正な指導・啓発を行います。

容器包装リサイクル法

容器包装廃棄物の分別収集およびこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量および再資源の十分な利用等を図るための法律で、平成7年12月から施行された。

3 し尿処理体制の充実

(1) し尿処理施設の整備

- 勝田衛生センターおよび那珂湊衛生センターを適切に維持管理し、効率的なし尿処理を行います。



(仮称) ひたちなか・東海クリーンセンターイメージ図

4

公園・緑地

現状と課題

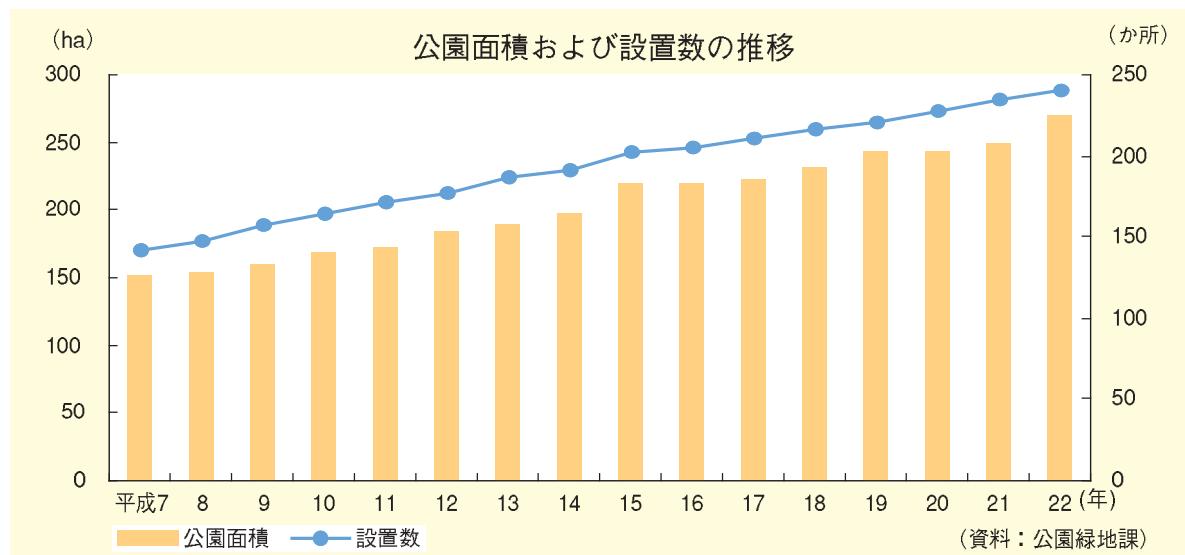
公園・緑地は、市民に遊びの場や憩いの場、潤いのある景観を提供するとともに、さらには、地球温暖化の防止や自然生態系の保全などの重要な役割を担っています。

本市は、子どもからお年寄りまでが安全に利用できる身近な公園を中心に整備を進めており、平成20年度末の市民1人当たり面積は、全国平均の9.4m²、茨城県平均の8.3m²を上回る15.5m²となっています。また、林が連続している斜面緑地を中心に、風致地区として10地区330.9haを指定しています。

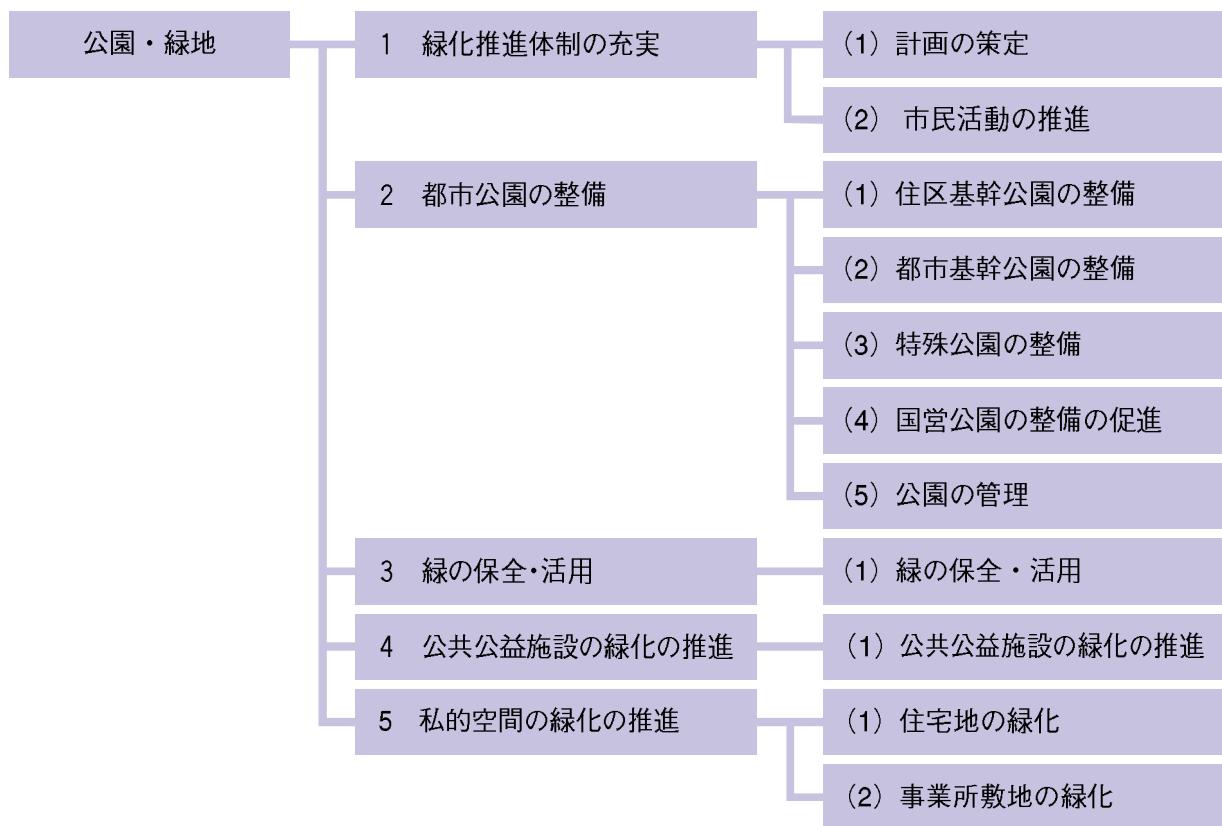
公共公益施設の緑化については、施設ごとにふさわしい緑の創出や、道路の植樹枠への花植え活動団体との協働による植栽等を推進しています。また、民有地についても、工場・事業所等を建築する際の、市の「緑地確保基準」に基づく緑地の確保の指導や、住宅地の緑化として、生垣設置の奨励、記念樹の配布を行っています。

このような中、公園の管理面積の増加に対応して良好な維持管理を行うとともに、都市化の進展により減少傾向にある市街地の緑や貴重な平地林、水辺緑地などの保全を図ることなどが課題になっています。

このため、自治会や市民との協働による公園の清掃を行うとともに、老朽化した遊具施設の改善などの適切な維持管理、公共公益施設や民有地における緑化の推進、地域制緑地制度の活用による平地林の保全など、総合的な取組を進めが必要となっています。



施策の体系



代表的な施策の目標値

指標名	現況値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
公園管理をしている地域住民等の団体数	131団体	131団体

基本的施策

1 緑化推進体制の充実

(1) 計画の策定

- 市民の日常的な憩いや安らぎがある環境づくりのため、「緑の基本計画*」を策定し、緑化の推進や公園整備に努めます。

(2) 市民活動の助長

- 協働** 市民の緑化意識の高揚を図るため、市民憲章推進協議会や地域活動を通して、緑化運動を進めます。
- 協働** 緑の愛護団体などへ助成し、花とふれあいのふるさとづ

緑の基本計画

都市緑地法に基づく都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標や緑地の配置方針を定める計画。

くりを進めます。

- 市民と市が一体となって地域の緑を守るための組織や制度について調査・検討し、緑化の推進に努めます。

2 都市公園の整備

(1) 住区基幹公園の整備

- 主に周辺住民が容易に利用できるよう、住区基幹公園※の整備を推進します。
- 公園内の施設の補修や設置などを計画的に行い、利用者の安全確保に努めます。

住区基幹公園

主として近隣の地域住民の利用を目的とした公園で、街区公園、近隣公園、地区公園をいう。

(2) 都市基幹公園※の整備

- 中心市街地における市民の憩いの場として、県が行う中丸川の改修事業に合わせて、水と緑をテーマとする親水性中央公園の整備を進めます。
- 運動公園については、計画的に施設の再整備を進めるとともに、適切な維持管理を行います。

都市基幹公園

都市住民全般の利用を目的とした公園で、比較的大規模な公園である総合公園、運動公園などをいう。

(3) 特殊公園※の整備

- 協働** 風致景観に優れた名平洞公園は、周辺土地利用との整合を図りつつ、水と緑を生かした公園として未整備区域を計画的に整備します。

特殊公園

風致公園、動物公園、植物公園、歴史公園、墓園のこと。

(4) 国営公園の整備の促進

- 国営ひたち海浜公園については、地域固有の自然や文化を生かした憩いの場を提供するため、みはらしえリアや樹林エリアなどの整備を促進します。

(5) 公園の管理

- 住区基幹公園や都市基幹公園については、施設の安全点検や巡視などを行うとともに、適切な維持管理に努めます。

協働 利用しやすく、みんなに愛される公園を保持するため、市民との協働による適切な維持管理を推進します。

3 緑の保全・活用

(1) 緑の保全・活用

- 良好的な自然環境を維持するため、平地林、斜面緑地などを風致地区*や緑の保存地区に指定し、地域制緑地として保全に努めます。
 - 市街地の良好な自然環境を守るため、名木、古木などの貴重な樹木を保存樹木に指定します。
- 協働** 市民からの寄付樹木の有効活用を図るため、公園や学校などの公共公益施設に植栽する「緑のリサイクル事業」を推進します。

風致地区

都市計画法に基づき都市の風致（丘陵、樹林、水辺地等の自然が豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然環境のこと。）を維持するために定められた地区。

4 公共公益施設の緑化の推進

(1) 公共公益施設の緑化の推進

- 緑ゆたかな道路景観の形成を図るため、道路への街路樹植栽や花植え活動団体との協働による街並みづくりを推進します。
- 学校や公民館などの公共公益施設については、四季折々の変化が楽しめるよう、樹木や花を植栽します。

5 私的空間の緑化の推進

(1) 住宅地の緑化

- 記念樹*の配布や生垣設置の助成などにより、住宅地の緑化を推進します。

記念樹

市域の緑化、緑の愛護思想の高揚を図るために、結婚、誕生、新築を記念して苗木を配布するもの。

(2) 事業所敷地の緑化

- 工場や事業所などを建築する場合は、市の定める「緑地確保基準*」により、緑化を指導します。

緑地確保基準

市条例で定める敷地面積に対する緑化率。

(4) 暮らしの安心の確保

1 防 災

現状と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災^{*}は、本市においても、震度6弱を記録する地震と高さ4.2mの津波による浸水によって、68か所の避難所に約1万人が避難する災害となりました。

太平洋および那珂川に面する本市は、洪水や津波災害による影響を受けやすく、風水害への日常的な備えが必要とされています。

さらに、周辺地域に18の原子力施設が集積している本市では、平成11年のJCO臨界事故の経験や福島原発事故による放射性物質の放出による影響から、原子力災害への万全な対策も求められています。

本市では、平成21年には風水害等対策、震災対策および原子力災害対策からなる「ひたちなか市地域防災計画」を改訂し、内容の見直しを図ってきました。

また、親局1基、子局197局の防災行政無線を設置するとともに、防災マップやハザードマップの作成、各種防災訓練、防災に関する広報活動などを実施しています。

災害や事故から市民の生命と財産を守り、さまざまな社会不安を解消することは、安全で安定した社会生活を確保する上で極めて重要なことであり、災害の未然防止と被害の軽減および災害復旧の円滑な活動を図ることが課題となっています。

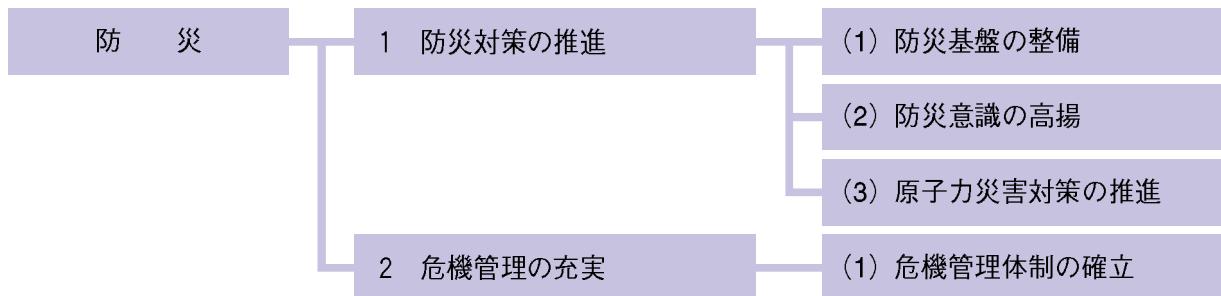
このため、地震災害への対策、洪水や津波による浸水への対策、急傾斜地の土砂災害対策、原子力災害対策の充実、危機管理体制の確立などの防災基盤を強化するとともに、防災に対する市民の意識を高め、自主防災組織と一体となった防災対策や危機管理に平時から積極的に取り組むことが必要です。

(※東日本大震災の状況について加筆修正しました。)

東日本大震災

平成23年3月11日、三陸沖を震源地とする日本観測史上最大のマグニチュード9.0の地震（東北地方太平洋沖地震）と巨大津波により、東日本の太平洋側の広範囲の市町村において甚大な被害を受けることになった。本市では、地震による家屋の全半壊、津波による那珂湊・平磯地区での床上・床下浸水など、家屋・宅地に大きな被害が発生するとともに、上・下水道、小中学校、スポーツ、文化施設、道路などの公共施設も大きく損傷した。さらに福島原発事故による放射性物質の放出は、農業、水産業、観光業等の産業をはじめ、市民生活に大きな不安と影響を与えることになった。

施策の体系



代表的な施策の目標値

指標名	現況値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
自主防災組織が行う各種訓練の年間参加者数	3,500人	4,200人

基本的施策

1 防災対策の推進

(1) 防災基盤の整備

- 東日本大震災の経験を踏まえ、本市の防災対策の指針となる「ひたちなか市地域防災計画※」を見直し、風水害、震災、原子力災害など、災害の種別ごとに即応できる体制を充実強化します。
 - 防災情報の伝達手段を確保するため、防災行政無線のバッテリー増強や維持管理、屋内戸別受信機の普及、MCA無線機※の増設及び運用体制の強化を図ります。
 - 災害時に円滑な物資補給を図るため、各避難所に防災倉庫を設置し、防災資機材や非常食糧の備蓄を計画的に進めます。
- 協働** 災害初期対応に備えるため、「災害応急対策マニュアル」を毎年更新するとともに、自主防災組織の育成・充実、民間企業などの災害時応援協定の運用による体制の強化を図ります。
- 土砂災害に備えるため、県の指定する土砂災害警戒区域に基づき土砂災害ハザードマップを作成し、市民に周知・啓発を図ります。

地域防災計画

災害対策基本法に基づき作成される、風水害、地震災害、原子力災害等の地域防災に関する計画書。

MCA無線機

業務無線のひとつで、簡易無線のような狭い範囲の無線サービスではなくかなり広い範囲で相互に交信ができる能率的な無線システム。

- 広域的な相互応援体制を確立するため、近隣市町村、県、国および災害時相互応援協定都市※などの連携強化に努めます。
- 急傾斜地などの安全確保については、崩壊危険箇所の点検を実施するとともに、崩落防止工事を促進します。

(2) 防災意識の高揚

- 市民の防災意識の高揚を図るため、市で想定される災害情報を総合的に網羅した総合防災マップを作成し、防災に関する知識の普及と災害対応についての啓発活動を実施します。

協働 身近な地域防災体制の強化を図るため、自主防災組織による防災活動を促進します。

協働 防災活動の習熟や協力体制の強化を図るため、自主防災組織をはじめ、防災関係機関、団体、市民などの広範囲な参加のもと、住民避難や要援護者避難支援、初期消火訓練など、総合的な防災訓練を実施します。

協働 防災活動の充実を図るため、自主防災組織および民生委員などの協力を得て、要援護者に対する地域ぐるみの支援ネットワークの連絡・支援体制づくりを推進します。

(3) 原子力災害対策の推進

- 原子力災害時に迅速で的確な対応を図るため、本市の災害対策本部や、総合的な原子力災害対策拠点となるオフサイトセンター※、原子力事業所、関係機関と連携した原子力防災訓練を実施します。

- 原子力施設周辺の安全を確保し、地域の生活環境を保全するため、「原子力安全協定※」を適正に運用し、原子力事業所の安全管理体制を確認するとともに、施設における事故・故障などの発生時の通報連絡体制を確保します。また、国、県、事業者と連携のもと、原子力事業所周辺区域の環境放射線を測定、評価します。

協働 原子力施設見学会などを開催し、原子力に関する知識の普及を図ります。

- 原子力の専門家を原子力アドバイザー※として委嘱し、原子力災害の発生時に専門的見地からのアドバイスを得て迅速かつ適切な対応が図れるようにするとともに、市民の原子力に関する知識の向上を図るため、原子力講習会などによる広報啓発活動を推進します。

災害時相互応援協定都市

暴風、豪雨、地震等による災害が発生した場合に、被害を受けた市の要請にこたえ、応急対応および復旧対策を円滑に遂行するために、協定を締結した都市であり、現在、市川市、茅ヶ崎市、富士市と締結している。

オフサイトセンター

原子力災害対策特別措置法に基づき設置された原子力災害緊急時における災害対策拠点施設。

原子力安全協定

原子力事業者と地元自治体との間で締結される「原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」の略称。

原子力アドバイザー

原子力災害時の支援や平常時の原子力広報活動への協力を目的に、市が委嘱する原子力に関するアドバイザー制度。原子力事業所のOBなど、原子力の専門知識を有し原子力事業に精通している者を対象としている。

2 危機管理の充実

(1) 危機管理体制の確立

- 市民や地域に被害が及ぶおそれがある様々な危機の発生を防止し、また、発生時には、迅速かつ的確な対応を講じ被害を最小限ににくい止めるため、「危機管理ガイドライン」に定める総合的な危機管理体制を構築し、その運用を図ります。
- 各分野・施設ごとの「危機管理マニュアル」を適切に運用し、不測の災害または事件などに備えます。
- 武力攻撃事態などから市民の生命、身体および財産を保護し、生活および経済に及ぼす影響が最小となるよう、事態が発生した際には「ひたちなか市国民保護計画」に定めるひたちなか市国民保護対策本部などを設置し、市民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施します。



防災訓練の様子

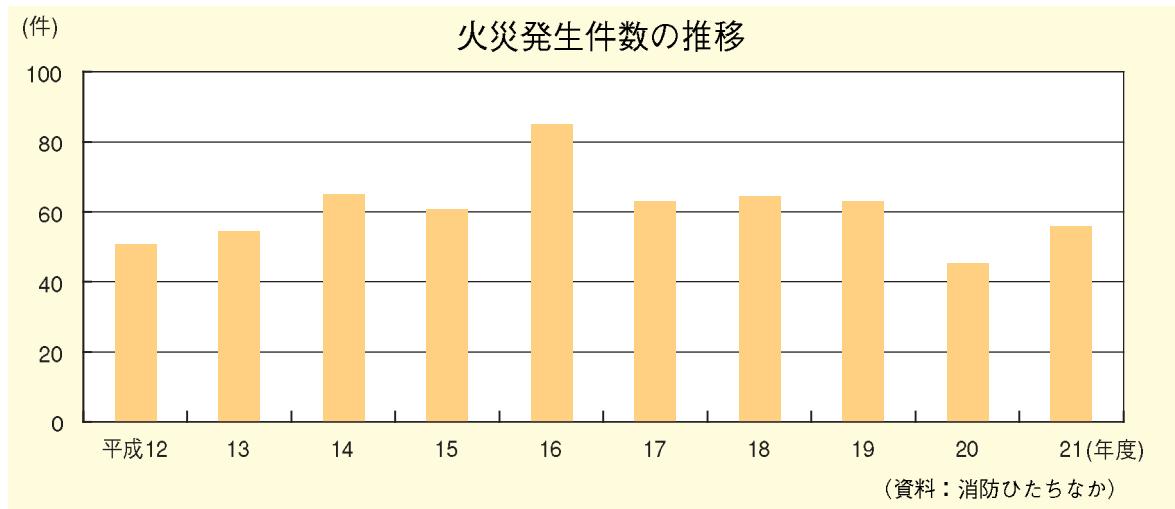
2 消防

現状と課題

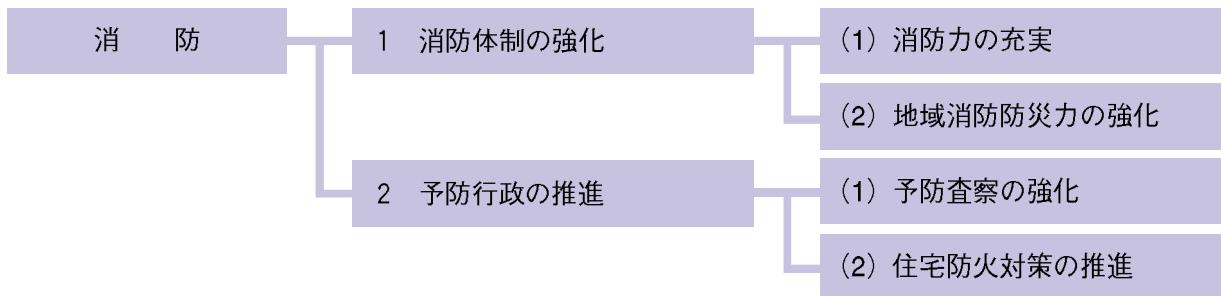
平成21年中における本市の火災発生件数は56件で、平成16年以降の5か年に発生した火災の平均件数、64件に比べ減少しています。これは予防査察や防火広報、住宅用火災警報器の設置が義務化されたことなどにより、市民の防火意識が高まったものと考えられます。

地域に密着し、防災リーダーとして期待が高まる消防団は、その半数以上が区域外勤務者で占められ、入団者の減少とともに高齢化が進んでいることから、地域レベルでの消防防災力の強化と組織の活性化が求められています。

また、中高層マンションや大型商工業施設、住宅などの建設が進んでおり、大規模化、多様化する災害に即応するため、消防職員の教育・訓練や施設設備などの充実とともに、消防団や自主防災組織などと連携した総合的な消防力の強化と合わせて、東海村との広域的な消防体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを進めていくことが必要となっています。



施策の体系



代表的な施策の目標値

指標名	現況値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
住宅用火災警報器等の設置率	62.1%	100.0%

基本的施策

1 消防体制の強化

(1) 消防力の充実

- 複雑多様化する災害形態に的確に対応するため、職員研修による消防技術の向上と資格取得の推進や、実践的な消防・救助訓練の実施による消防力の強化とともに、消防施設、高度消防資機材、消防自動車などの計画的な整備充実を図ります。

協働 消防団員を確保するため、市報や自治会などを通じて入団を呼びかけるとともに、消防団活動に参加しやすい環境となるよう、活動内容の見直しを図り、団員の負担の軽減に努め、消防団の活性化を図ります。

- 東海村との消防広域化による、市村域の消防体制の充実を図るほか、広域的災害活動に万全を期すため、緊急消防援助隊*の充実に努めます。

- 災害情報通信の多様化に対応するため、消防・救急無線のデジタル化*を推進します。

- 大規模災害に対応した水利確保のため、耐震性防火水槽の計画的な整備に努めます。

(2) 地域消防防災力の強化

協働 地域の防火・防災意識の高揚を図るため、自主防災組織*

緊急消防援助隊

阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害、特殊災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するため、平成7年に創設された制度のこと。

無線のデジタル化

情報を不連続な信号値に置き換え伝送することにより、情報の秘匿性に優れるだけでなく、音声以外にもデータ等を送受信可能となる。

自主防災組織

主に自治会等が中心になって、地域住民が自主的に連携して防火活動を行う団体のこと。

や婦人防火クラブなどの防災協力組織の育成・指導を行います。

協働 高齢者など災害時要援護者の安全確保を図るため、自治会や民生委員などの協力を得て、支援体制を充実します。

2 予防行政の推進

(1) 予防査察^{*}の強化

- 防火対象物が大型化、複雑化、高層化する中、効率性の高い予防査察を実施するため、予防業務に関する高度な知識や技術を有した予防技術資格者を各署に配置し、関係者に対する適切な指導や違反是正による火災予防対策を推進します。

(2) 住宅防火対策の推進

- 一人暮らしの高齢者宅などへの防火診断を推進し、住宅火災の減少に努めます。
- 市報などにより住宅用火災警報器^{*}の設置啓発を図るとともに、アンケート調査による設置状況の把握と設置率の向上に努めます。
- 消防団による広報活動や市報、ポスター、チラシ、ホームページなどを通じて、防火対策などへの意識向上を図り、火災減少に努めます。

予防査察

火災予防上必要と認めた消防対象物に対し、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って査察を実施し、安全の確保を図るもの。

住宅用火災警報器

一般住宅用の火災警報器で、煙式、熱式等がある。消防法等の改正により、一般住宅にも設置が義務化される。

3 救急

現状と課題

本市の平成21年の救急出動件数は4,762件に上り、このうち軽微なのがや通報の間違いなどにより搬送されなかったケースを除く搬送人員は4,361人となっています。また、そのうちの約44%を高齢者が占めており、平成16年に比較して約9%増加するなど、高齢者の救急需要が増加しています。

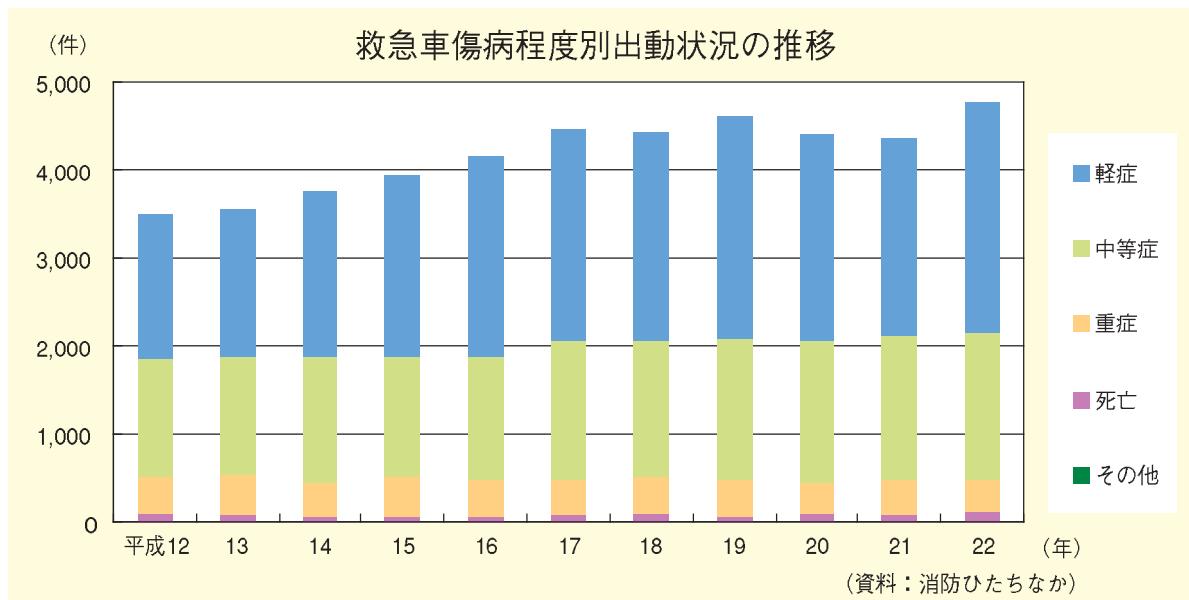
こうした救急要請に対応し、救命率の向上を図るために、迅速・的確な応急手当や高度な救急救命処置とあわせて、収容医療機関の確保が最も重要です。このような中、本市の中核病院である日立製作所ひたちなか総合病院のリニューアルオープンやドクターへリの運用など、医療機関において早期に治療が受けられる体制づくりが進んでいます。

消防、医療機関が一体となった、効果的な救急搬送体制づくりを進めるため、高度救急資機材・車両の充実、救急救命士の継続的な養成、ポンプ車と救急車の同時出動による円滑な救急活動、メディカルコントロール体制*の充実や予防救急の推進などが必要となっています。

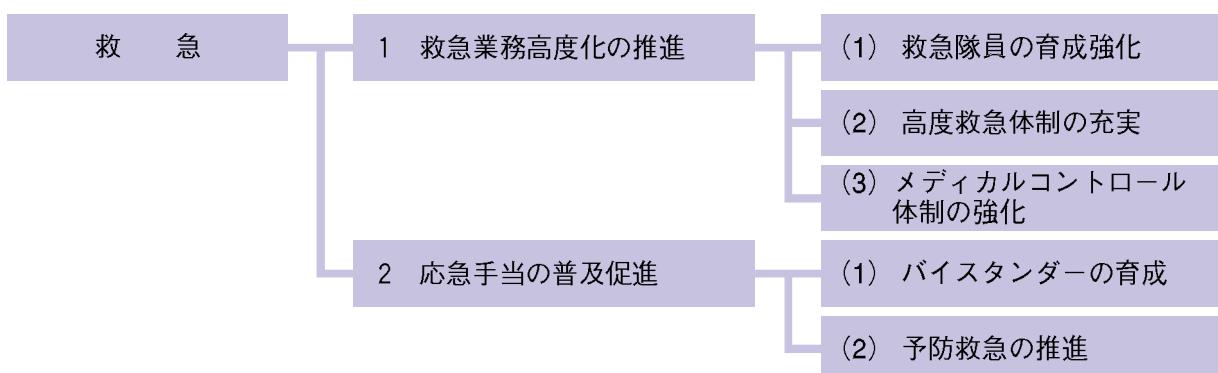
また、緊急性のない救急出動の増加により、真に救急車を必要とする市民に不利益が及ばないよう、救急車の適正利用を推進していく必要があります。

メディカルコントロール体制

医学的観点から救急隊員が行う応急措置等の質を保障すること。具体的には、①医師から速やかに指示、指導、助言が受けられる体制、②救急事例を検証し、質の向上に役立てる体制、③救急救命士の再教育体制、これら3項目の総称のこと。



施策の体系



代表的な施策の目標値



指標名	現況値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
救急救命士の養成人数	18人	23人

基本的施策



1 救急業務高度化の推進

(1) 救急隊員の育成強化

- 救急需要に対応するため、救急救命士と救急隊員を計画的に確保するとともに、研修などによる隊員の救急技術の向上と資格取得の推進および救急訓練の充実による救急の

高度化に努めます。

- 東海村との広域的な救急体制の充実を推進します。

(2) 高度救急体制の充実

- 高度で効果的な救急活動を行うため、高規格救急自動車*や高度救急資機材*、装備品の計画的な整備を図ります。

(3) メディカルコントロール体制の強化

- 高度な救命処置を行うため、医療機関との協力・連携により、常時迅速な指示、指導、助言が受けられる体制の充実を図ります。
- 多様化する救急事例に対し、質の高い救急活動を確保するため、活動内容を医学的見地から検証し、総合的な救急活動の高度化を図ります。
- 救急救命士の医療機関における再教育訓練を徹底し、資質と技術の向上を図り、市民に信頼される救急体制を推進します。

2 応急手当の普及促進

(1) バイスタンダー*の育成

協働 救命率の向上を図るため、応急手当法の普及啓発を行い、バイスタンダーとなる市民の育成に努めます。また、市内で開催されるイベントなどにAED*の貸出しを行います。

(2) 予防救急*の推進

- 救急講習会などを通じて、日常生活で発生しやすい救急事故の原因や対処法などの周知を図ります。
- 症状の重い患者を迅速に搬送することができるよう、緊急性のない救急車の利用を差し控えるなどの利用マナーについて普及啓発を図ります。

高規格救急自動車

救急救命士による高度な処置が行える資機材を積載している救急自動車のこと。

高度救急資機材

高規格救急自動車に積載されている資機材で、代表的なものとして、除細動器・気道確保用資機材・輸液用資機材の3点がある。

バイスタンダー

その場に居合わせ、傷病者に応急手当を実施する人のこと。

AED（自動体外式除細動器）

心臓がけいれん（細動）し、機能停止状態の者に電気的な刺激を与え、細動を取り除くために使用される医療機器のこと。心電図を自動解析し、不必要な場合は電気が流れないと設計され、安全性が確保されている。操作方法も容易であり、一般市民も使用することができる。救命率の向上のため、公共施設や空港、駅などに設置が進めている。

予防救急

暮らしの中に潜む、危険要因を取り除き、救急事故の発生を未然に防止すること。

4 防 犯

現状と課題

犯罪発生件数は年々減少傾向となっていますが、最近の経済、雇用情勢の悪化などにより、様々な犯罪の発生が懸念されています。

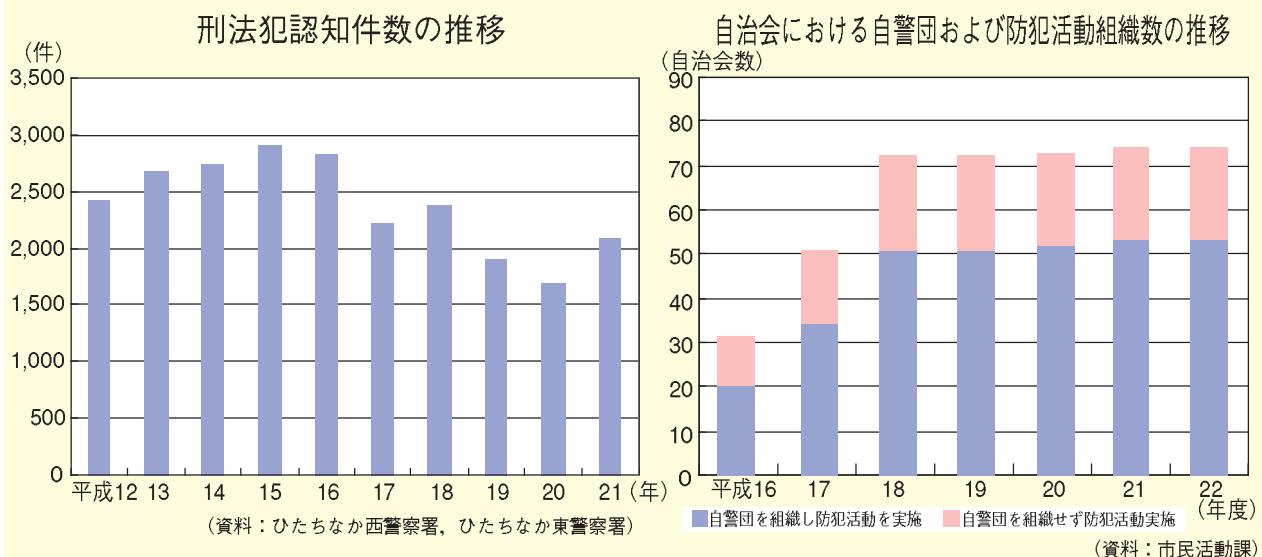
平成21年における本市の刑法犯認知件数^{*}は1,632件となっており、警察署や防犯協会などの関係団体と連携し、防犯に関する広報活動や地域ぐるみの防犯活動、防犯灯設置による防犯環境の整備などを進めています。

多様化する犯罪を未然に防止し、地域の安全を確保するためには、防犯意識の高揚や防犯体制の強化、少年犯罪の抑制、犯罪の発生しにくい地域環境づくりなどが課題となっています。

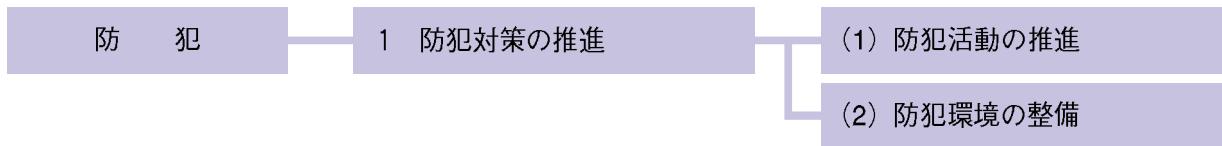
このため、自主防犯組織の育成や防犯教育の推進により、市民一人一人の意識啓発を図るとともに、警察署などの防犯機関や市民との連携による防犯活動を展開していくことが必要となっています。

刑法犯認知件数

犯罪統計書にいう「刑法犯総数（交通業過を除く）の認知件数」を指し、刑法犯の認知件数から、道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪分を除いたもの。



施策の体系



代表的な施策の目標値

指標名	現況値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
自治会による自警団結成および活動組織割合	90%	96%

基本的施策

1 防犯対策の推進

(1) 防犯活動の推進

協働 地域の安全を確保するため、警察署、防犯協会などの関係団体や地域住民との連携を強化し、防犯活動を推進します。

協働 地域主導による防犯活動を推進するため、市内全域における自主防犯組織の結成を促進し、市民の防犯意識の高揚を図ります。

協働 青少年の育成活動を行う関係団体と連携を図りながら、少年犯罪の抑制に努めます。

● 空巣や振り込め詐欺などの犯罪を未然に防止するため、チラシの配布や防犯講演会などの開催により、防犯教育や防犯に関する広報活動を推進します。

● 保護司*会や更生保護女性の会*による保護観察活動や青少年の非行防止活動などを支援し、犯罪予防の推進を図ります。

(2) 防犯環境の整備

協働 夜間犯罪を未然に防止するため、通学路、住宅地などにおける防犯灯の設置を支援します。

保護司

保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受けて犯罪や非行に陥った人の更生を支援する非常勤の国家公務員のこと。

更生保護女性の会

非行や犯罪を無くし、過ちを犯した人たちの立ち直りを支援するために立ち上がったボランティア団体のこと。

5

交通安全

現状と課題

平成21年における本市の交通事故発生件数は992件、負傷者数は1,260人となっており、平成16年以降減少傾向となっています。しかし、同様に減少傾向にあった交通事故死者数は、平成20年と比較して9人も増加し、過去10年で最も多かった平成15年と同数の13人で、このうち8人が65歳以上の高齢者となっています。また、高齢者の運転中の事故も増加しています。

勝田駅周辺の放置自転車対策については、駅前周辺のパトロールを強化することにより、放置自転車の撤去台数が、平成16年度の786件と比較し、平成21年度は427件と減少しており順調に成果を上げています。

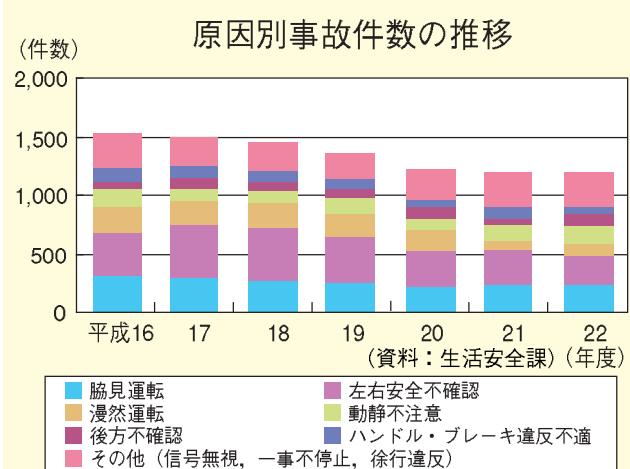
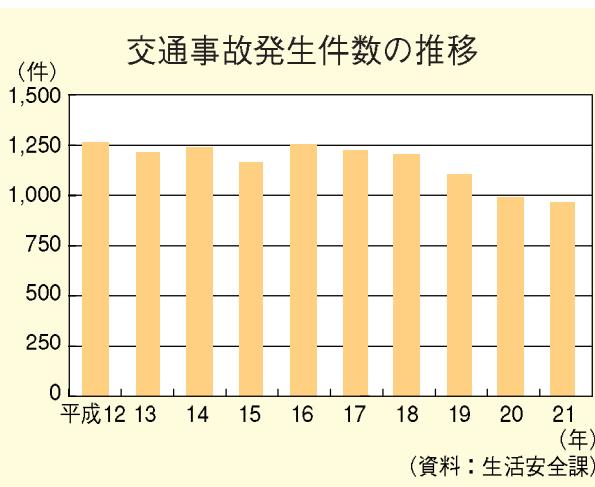
事故を未然に防止し、安全かつ円滑で快適な交通を確保するために、交通安全意識の高揚と道路交通環境の改善を図ることが課題となっています。

このため、交通安全施設の整備とあわせ、交通安全運動などの活動、幼児から高齢者までの年齢に応じた交通安全教育の徹底、高齢者の自主的な運転免許証返納*の促進、勝田駅周辺の放置自転車対策をさらに進める必要があります。

また、県民交通災害共済の加入促進など、交通事故救済対策の充実を図ることも必要となっています。

運転免許返納

平成10年4月1日から制度化された運転免許の自主返納制度。加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により、運転を継続する意思がなく、運転免許証を返納したい人のために、自主的に運転免許取り消しの申請ができる。



施策の体系



代表的な施策の目標値

指標名	現況値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
交通安全教室の実施回数	274回	280回

基本的施策

1 交通安全対策の推進

(1) 交通安全意識の高揚

協働 交通安全に関する意識の高揚および知識の普及により交通事故の防止を図るため、交通安全対策本部構成団体と協力し、交通安全指導を実施するとともに、交通安全運動キャンペーンによる広報活動を推進します。

協働 市の交通安全教育指導員による、幼児から高齢者までの年齢に応じたきめ細かな交通安全教育を実施します。

協働 市民との協働による交通事故防止活動を推進するため、東地区・西地区交通安全協会および交通安全母の会の活動を支援します。

協働 交通安全意識の啓発を図るため、交通安全フェスティバルを開催するとともに、地域ぐるみでの取組を支援します。

● 運転に不安をもつ高齢者が、自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりを推進します。

(2) 交通安全施設の充実

● 歩行者や自転車利用者を保護するため、歩車道の分離、防護柵、道路照明灯、道路反射鏡などの交通安全施設の整備の充実を図ります。また、道路安全パトロールにより危険箇所や交通安全施設の点検を行い、交通弱者に配慮した安全な環境づくりを推進します。

- 勝田駅周辺の交通の安全、災害時における円滑な緊急活動の確保、都市の美観保持のため、放置自転車の撤去や放置禁止の広報・啓発を推進します。

(3) 交通事故救済対策の推進

- 交通事故被害者の救済を図るため、県民交通災害共済への加入を促進します。



交通安全活動の様子

6

公共交通

現状と課題



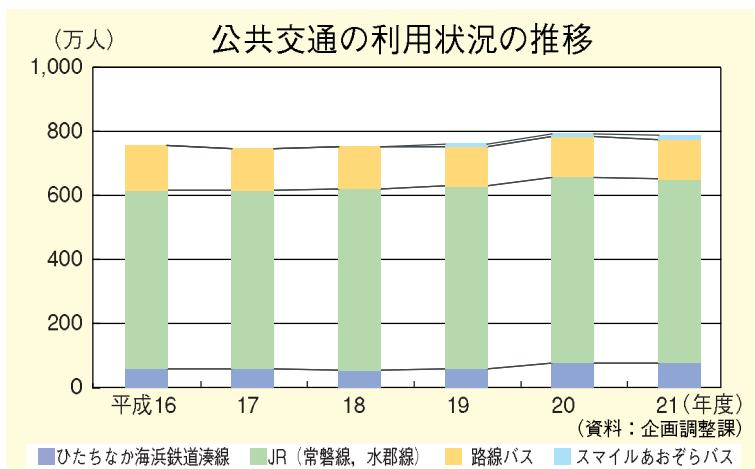
鉄道や路線バスは、通勤・通学や市民生活の足として、また、交通渋滞の解消や地球環境への負荷軽減の面からも大きな役割を担っています。

勝田駅をはじめとするＪＲの市内各駅の年間利用者数は、平成10年度の6,087,835人から平成16年度の5,541,065人まで減少しましたが、その後増加に転じ、平成20年度には5,810,800人となっています。また、市内路線バスの利用者数は、平成10年度の1,817,943人から平成20年度には1,248,349人へと減少しています。

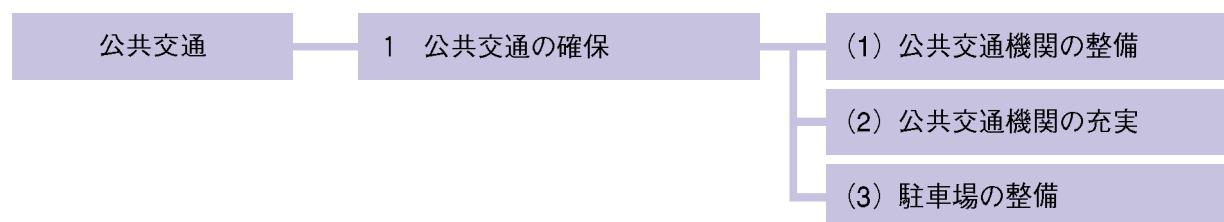
本市では、地域住民の日常生活を支えるため、平成18年10月から2コースで運行を開始したコミュニティバス「スマイルあおぞらバス」を平成19年7月から5コースに拡大して運行しており、平成21年度の利用者数は130,820人で、前年度より11,044人の増となっています。また、廃線の危機に瀕していた湊鉄道線は、平成20年度に第三セクター「ひたちなか海浜鉄道」として新たなスタートをきり、平成21年度の利用者数は、前年度比18,941人増の773,804人と、その数をのばしているところです。

しかしながら、平成21年に実施したまちづくりに関する市民意識調査によると、「公共交通機関の利用しやすさ」の項目では、「満足」と回答した割合が17.5%と前回平成16年時調査の割合18.5%より低下し、逆に「不満」とする割合が47.1%と、前回(45.7%)より増加しています。また、今後のまちづくりとして「鉄道やバスが利用しやすい、移動に便利なまち」を望む声は20代の若年層と高齢者の層に多く、今後の高齢化の進行を踏まえて、自家用車を運転できないなどのいわゆる交通弱者の方への対応や公共交通不便地区の解消が引き続き大きな課題となっています。

このため、交通事業者や関係機関と連携して、鉄道、路線バス、スマイルあおぞらバスなどを軸とした総合的な公共交通体系の構築を図ることが必要となっています。



施策の体系



代表的な施策の目標値

指標名	現況値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
ひたちなか海浜鉄道利用者数	76万人	80万人
コミュニティバス利用者数	14万人	16万人

基本的施策

1 公共交通の確保

(1) 公共交通機関の整備

- 市民が必要に応じて公共交通を利用できるよう、新たな交通手段として乗合タクシーなどの導入を検討するとともに、交通事業者や関係機関と連携し、鉄道、路線バス、コミュニティバスを軸とした、総合的な公共交通ネットワークの形成に努めます。
- 子どもからお年寄りまで、市内を自由に移動でき、市民の交流とまちの活性化を図るため、各地域と市内拠点を循環するコミュニティバス*を運行します。また、運行経路

コミュニティバス

主に市町村が主体的に加わり既存のバス事業者だけではカバーしきれないきめ細かな路線を設定し、利用者のニーズ、利便性を考慮したシステムの乗合バス。

などの見直しを行い、利便性の向上を図ります。

- 佐和駅利用者の利便性を確保するため、佐和駅東側改札口の開設促進に努めます。
- J R 常磐線の利便性向上のため、県や関係市町村と連携し、東京駅への乗り入れを促進します。
- 高速バス路線のダイヤの増発や既存路線の延伸を促進し、利用者の利便性の向上を図ります。

(2) 公共交通機関の充実

- 常磐線、水戸線および水郡線については、運行本数の増強をJ Rに要請し、利用しやすい運行ダイヤへの改善などを図ります。

協働 ひたちなか海浜鉄道湊線については、運行ダイヤの見直

しやA T S*, 車両の更新、新駅設置の検討など利便性や安全性向上のための環境整備を促進するとともに、観光事業者などと連携し、観光客の誘導を図るなど、経営の安定と利用促進に努めます。

- 路線バスについては、市民のニーズを十分に踏まえ、バス会社や国、県と連携し、バス路線の維持や確保に努めます。

(3) 駐車場の整備

- 勝田駅前については、交通結節点の機能を強化するため、駐車場の整備に努めます。また、障害のある方などに配慮したバリアフリー化を推進します。
- 自転車利用者が円滑に利活用できるよう、駅前の自転車駐車場の適切な維持と管理運営を行います。

A T S (AutomaticTrainStop)

列車や軌道車両が停止信号を越えて進行しようとした場合、または信号機の指示速度を超えた場合に乗務員に警報を与えたり、列車のブレーキを自動的に動作させて停止させ、衝突や脱線などの事故を防ぐ装置。



勝田駅東口に整備された駐車場

7

消費生活

現状と課題

情報化や国際化の進展、高齢化の進行などにより消費者を取り巻く環境は日々変化しており、消費者トラブルも多様化・複雑化しています。近年は、インターネットショッピングやクレジットなど、契約形態の変化によるトラブルや多重債務に係る問題も多くなっています。

このような中、消費者の利益を尊重するとともに、消費者自身が消費者問題への知識・理解を深め自立できるよう行政としても支援することなどを定めた「消費者基本法*」に加え、平成20年に「特定商取引に関する法律*」と「割賦販売法*」の一部も改正され、訪問販売やクレジットに対する規制が強化されるなど、消費者を守るための法的な整備が整ってきています。

しかし、本市における消費生活に関わる相談は、平成16年度をピークに減少しているものの、平成21年度に758件となっており、悪質で巧妙な商法による消費者被害は後を絶ちません。

このため、自らの判断や行動により、合理的な選択のもとに生活が営める消費者の育成を図るとともに、複雑化する消費トラブルに対応した適切な消費者施策を講じることが課題となっています。

消費者の権利や利益を守り、安心で豊かな生活を確保するためには、消費生活展や消費生活講座などの広報啓発活動、国や県などの消費生活関連機関との連携による時代に即応した適切な消費者相談や苦情処理体制の充実、消費者団体組織の自主的な活動への支援をする必要があります。

また、CO₂の削減や資源の再利用などの環境に配慮した選択を行う消費行動を拡大していくことも必要となっています。

消費者基本法

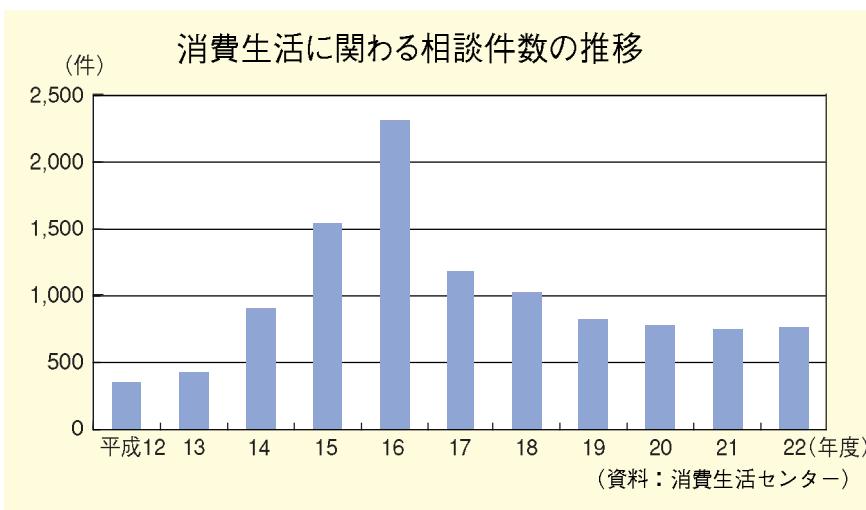
高度経済成長下に顕在化した消費者問題に対応するため1968年（昭和43年）に制定された「消費者保護基本法」が、2004年（平成16年）に「消費者基本法」として改正された。規制緩和や高度情報通信社会にも対応し、消費者がより自立するための支援を目的として、消費者の権利、事業主の責務、行政機関の責務等を規定している。

特定商取引に関する法律

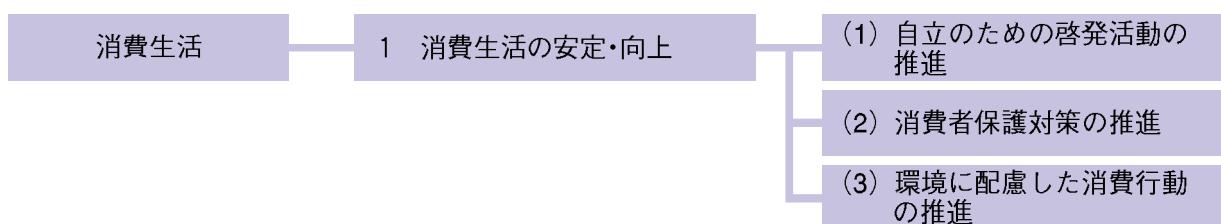
業者と消費者との間における紛争が生じやすい取引（特定商取引）について不公正な勧誘等を規制する法律。監督官庁の調査権限、規制に反した業者に対する行政処分（業務停止命令等）、刑事罰についての規定のほか、クーリング・オフ等、契約解除に関する特別な規定も設けている。

割賦販売法

消費者信用のうち販売信用に関して規定する中心的な法律。当初は現金販売を行う小売り事業者と割賦販売を行う事業者との間の取引秩序を図ることを主眼とする法律であったが、後の改正により、購入者等の利益を保護することを目的として追加とともに、民事的効力に関する規定を盛り込まれた。



施策の体系



代表的な施策の目標値

指標名	現況値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
消費生活にかかる講座等の実施回数	33回	35回

基本的施策

1 消費生活の安定・向上

(1) 自立のための啓発活動の推進

協働 消費者の意識の向上と生活の質を高め、安全・安心な消費生活が送れるよう、消費生活関連情報の提供や広報活動を推進します。

協働 消費生活展の開催やくらしの講座、市政ふれあい講座などを通じて、社会情勢の変化に即応できる自立した消費者の育成を図ります。

協働 消費者団体との情報交換や指導、助言を行い、自主的な活動を支援します。

(2) 消費者保護対策の推進

- 消費者被害の的確かつ迅速な救済のため、消費生活啓発相談員の各種研修会への参加による資質向上を図るとともに、国および県消費生活センターなど関係機関と連携した相談を実施します。

協働 自治会、民生委員、介護関係者や高齢者クラブなどの各種団体との連携を図り、高齢者を狙った悪質商法などの不適正な取引行為による消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。

- 消費者の利益を保護するため、事業者への立入検査を実施し、身近な製品に関する表示が適正かどうかを監視します。

(3) 環境に配慮した消費行動の推進

協働 資源再利用などの環境に配慮した消費生活を実現するため、消費者団体と連携を図りながら消費生活展や各種講座において啓発活動を推進します。



消費生活に関する講演会